

第6回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

平成24年1月16日(月)

13:00~17:00

議事堂3階 301委員会室

- 1 学校における歯と口の健康づくりについて
(三重県教育委員会)
- 2 市町におけるフッ化物洗口の取り組みと効果について
(志摩市)
- 3 条例素案の見解について
(三重県歯科医師会)
- 4 条例項目の検討について
- 5 その他

添付書類

県教育委員会資料

志摩市資料

県歯科医師会資料

資料1 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例(検討案)

資料2 歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開(案)

資料3 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)
素案の体系

資料4 条例各項目における各委員の意見

(参考)

11月・6月における記念週間・月間について

第6回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会資料

学校における歯と口の健康づくりについて

平成24年1月16日

県教育委員会事務局

1 歯科健康診断の実施と結果を用いた指導

学校保健安全法に基づき、毎年、6月30日までに歯科健康診断を実施し、その結果、「要指導」の児童生徒に対して必要な指導を行います。

健康診断項目

姿勢、顔面、口の状態 顎関節 歯列・咬合 歯垢の付着状態
 歯肉の状態 歯の状態 その他 本人の気になること

2 学校における保健学習・保健指導

(1) 学校における歯と口の健康づくりの目的

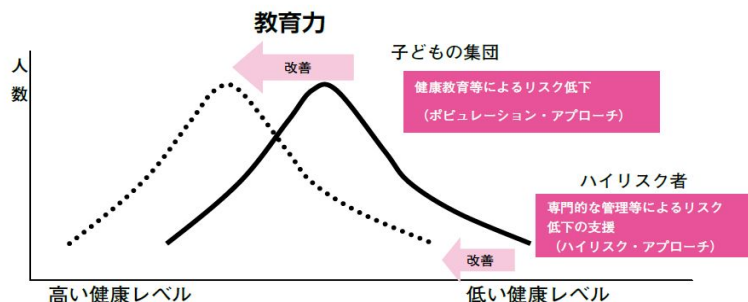
学校における歯と口の健康づくりは、教育活動の一環として行われており、子どもの健康づくりに対する意識や行動の芽生えを、歯・口を題材として支援していくという性格を持っています。

指導の中で大切なことは、歯科保健活動を通して、子どもに「健康とは何か」「どのようにすれば健康の保持増進ができるか」を発達段階に応じて、自ら考え、実践できる能力をはぐくむことにあり、これはヘルスプロモーションの考え方によるものです。

ヘルスプロモーションとは
 世界保健機関（WHO）のオタワ憲章（1986年）において提言された「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」とした考え方。

この考え方のもと、学校でのむし歯予防の目的は、「むし歯の原因や予防の仕方の学習を通して、子どもたち自身が、より良い生活習慣の形成を目指して行動を選択していく力を養うこと」となっています。

また、保健指導・保健学習によって子ども全体の健康の保持増進を図る一方で、課題のある児童生徒に対しては、学校歯科医の協力のもと、家庭や医療機関と連携して対応する必要があります。



< 文部科学省冊子：「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくりより >

(2) 発達段階に応じた歯と口の健康づくり

子どもの心身は、急速に発育・発達するため、学校における歯・口の健康づくりは、心身の発達の段階や実態に応じて進める必要があります。

各段階の子どもの状況や課題に加え、地域の健康課題等を総合的に検討して、指導を充実させることが重要です。

発達段階	発達の特徴	課題
幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・乳歯列が完成し、乳歯咬合の完成期。6歳までに6割の幼児がむし歯を持つようになることから乳歯のむし歯予防が重要。 ・基本的な生活習慣等を家庭と地域社会との連携の中で育成する時期。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) よく噛んで食べる習慣づけ (2) 好き嫌いを作らない (3) 食事と感触の規則的な習慣づけ (4) 乳歯のむし歯予防と管理 (5) 歯・口の清掃の開始と習慣化 (6) 歯・口の外傷を予防する環境づくり
小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の確立を図りながら、さらに健康課題に自律的に取り組むことができるように支援する時期。 ・低学年 第一大臼歯等が生える時期であり、自らの変化や成長にはじめて気づく重要な時期。手本となる行動を模倣する時期でもある。 ・中学年 やや理解度が増し、原因についても考える時期。生活習慣が崩れたり、頭でわかっているにもかかわらず実践行動に結びつかなかつたりする場合も多い。第一大臼歯のむし歯に注意が必要な時期。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低学年 <ul style="list-style-type: none"> (1) 好き嫌いなく、よく噛んで食べる習慣づくり (2) 規則的な食事と間食の習慣づけ (3) 第一大臼歯のむし歯予防と管理 (4) 歯の萌出と身体の発育への気づき (5) 自分の歯・口を観察する習慣づけ (6) 食後の歯・口の清掃の習慣化の自律 (7) 休憩時間等での衝突・転倒等による歯・口の外傷の予防 ・中学年 <ul style="list-style-type: none"> (1) 好き嫌いなく、よく噛んで食べる習慣の確立 (2) 規則的な食事と間食の確立 (3) 上顎前歯や第一大臼歯のむし歯予防と管理 (4) 歯肉炎の原因と予防方法の理解 (5) 自分にあった歯・口の清掃の工夫 (6) 歯の形と働きの理解(歯の交換期) (7) 休憩時間等での衝突・転倒等による歯・口の外傷の予防

	<p>・高学年</p> <p>判断力が増加し主体的な生活が可能になる時期。基本的な生活習慣をさらに意識化し、確立する時期。永久歯への交換が終了したり、第二大臼歯が生えたりする時期でもある。また、歯肉炎の理解、支援も必要となってくる。</p>	<p>・高学年</p> <p>(1) 咀嚼と体の動きや健康とのかかわりの理解</p> <p>(2) むし歯の原因とその予防方法の理解と実践</p> <p>(3) 第二大臼歯のむし歯予防と管理</p> <p>(4) 歯周病の原因とその予防方法の理解と実践</p> <p>(5) 自律的な歯・口の生活習慣づくりの確立</p> <p>(6) スポーツや運動での歯・口の外傷予防の大切さや方法の理解</p>
中学生	<p>・口腔内に対する気づきが希薄化する時期。口腔内の不潔から歯肉炎が発症しやすい。</p> <p>健康課題を明らかにする意識と課題発見能力を向上させ、その課題を解決しようとする態度を培いたい時期。</p> <p>・顎関節症を訴える生徒がでてくるなど、専門的な支援が必要になることもある。</p>	<p>(1) 咀嚼と体の働きや健康のかかわりの理解</p> <p>(2) 歯周病の原因と生活習慣の改善方法の理解と実践</p> <p>(3) 第二大臼歯及び歯の隣接面のむし歯の予防方法の理解</p> <p>(4) 歯周病や口臭の原因と予防等に関する理解</p> <p>(5) 自分に合った歯・口の清掃方法の確立</p> <p>(6) 健康によい食事や間食の習慣、生活リズムの確立</p> <p>(7) 運動やスポーツでの外傷の予防の意義・方法の理解</p>
高校生	<p>・成人期の入り口であることから、生涯にわたる健康づくりの視点が必要。自分の健康行動を考えたり、生活行動を見直したりすることで、生活習慣病にならない生活への自覚を持つことが重要である。</p>	<p>(1) 生涯にわたる健康づくりにおける歯・口の健康の重要性の理解</p> <p>(2) 歯・口の健康づくりに必要な生活習慣（咀嚼、規則的な食事と歯・口の清掃等）の確立</p> <p>(3) 歯周病の予防の意義と方法の理解と実践</p> <p>(4) 自分の歯・口の健康課題への対応</p> <p>(5) 運動やスポーツでの歯・口の外傷の予防の意義や方法の理解と実践</p>
特別な支援を必要とする児童生徒等	<p>・一律的な対応を考えずに、個々の障がいの状態、発育・発達段階、残存機能の差などによって対応方法を考慮する必要がある。基本的には、学校歯科医等の専門家等の指導・管理の下、学校と家庭が連携し、障がいをもたらす口腔環境への影響の理解と、その悪化を防止するための支援が必要。</p>	<p>(1) 歯・口の健康の大切さの理解</p> <p>(2) 歯・口の発育と機能の発達の理解</p> <p>(3) 歯・口の健康づくりに必要な生活習慣の確立と実践</p> <p>(4) むし歯や歯周病の原因と予防方法の理解と実践</p> <p>(5) 障がいの状態、発育・発達段階を踏まえた支援と管理の実践</p> <p>(6) 必要な介助と支援の実践</p> <p>(7) 歯・口の外傷の予防の支援と管理</p>

参考 文部科学省冊子：「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり

(3) 保健学習【資料1】

小学校では第3学年から体育科の保健領域で、中学校では保健体育科の保健分野で、高等学校では保健体育科で、特別支援学校では、基本的に学年に準じて(障がいの状態に応じて)実施しています。

表6 体育・保健体育科の目標等の例

	単元名	目 標	歯・口の保健学習で取り上げられる題材例
小学校第3・4学年 (各4単位時間)	毎日の生活と健康	健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解できるようにする。	「歯や口の清潔」
	育ちゆく体とわたし	体の発育・発達について理解できるようにする。	「歯の発育」
小学校第5・6学年 (各8単位時間)	けがの防止	けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。	「歯のけがと手当」
	病気の予防	病気の予防について理解できるようにする。	「むし歯・歯肉炎の原因と予防」
中学校 (3年間で48単位時間)	心身の機能の発達と心の健康 (1学年)	心身の機能の発達と心の健康について理解できるようにする。	「心身の機能の発達における歯肉炎の影響」
	傷害の防止 (2学年)	傷害の防止について理解を深めることができるようにする。	「歯の外傷」
	健康な生活と疾病の予防 (3学年)	健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。	「歯・口の健康と心身の健康」 「生活習慣と歯・口の健康」 「喫煙と歯周病」「歯・口の健康と定期健康診断」
高等学校 (2単位原則1年間で35単位時間)	現代社会と健康	我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。	「国民の健康水準の向上や疾病構造の変化」 「生活習慣病と歯周病」 「スポーツと歯の外傷」
	生涯を通じる健康	生涯の各段階において健康についての課題があり、自らこれに適切に対応する必要があること及び我が国の保健・医療制度や機関を適切に活用することが重要であることについて理解できるようにする。	「ライフステージの各段階における歯・口の健康づくりの課題」「8020運動」
特別支援学校	上記に準ずる		

<文部科学省冊子：「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり より>

(4) 保健指導

歯科健康診断の結果から、要指導者を対象に必要な指導を行います。

また、歯科健康診断の結果等からみられる各学校の健康課題については、各学校や地域の現状に応じ、学級・学年・学校全体等で取り組む保健指導が実施されています。

保健指導の例として、学校歯科医や地域の歯科衛生士と連携して行う、歯みがき指導、むし歯になる原因の理解やおやつのとりの指導などを行っています。

(5) 学校におけるフッ化物の応用について

学校におけるフッ化物の応用では、まずは、「子どもがフッ化物の効果などを学習し、フッ化物配合の歯みがき粉等を自分で選択して応用していくことができるようにすること」が基本となります。

子どもの実態から、フッ化物の応用の一つであり公衆衛生的手法である「フッ化物洗口」が必要とされる場合には、学校歯科医や学校薬剤師の管理と指導のもとに、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得たうえで進めることが大切です。

学校において実施する場合には、厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」を参考にして、慎重にかつ適正に行う必要があります。【資料2】

<園児のためのフッ化物洗口マニュアル(県歯科医師会・健康福祉部発行)より>

(3) フッ化物洗口に必要な物品と費用

1 フッ化物洗口剤

● ミラノール1g	90包	5,500円
	180包	10,000円

(必要数/週5回法一年間250回分)

【洗口剤】ミラノール 1g(250ppm)
1包を200mlの水道水で溶解します。
1包は、約28回分。

ミラノールは、粉末では高濃度なので、劇薬指定となっており、劇薬としての取り扱いをしなければなりません。したがって、洗口剤は、子どもの手の届かない所に保管し、鍵をかけるなど十分な管理が必要です。
900ppm以下で使用されるフッ化物洗口液は、劇薬指定外の扱いとなります。



2 溶解用容器 (200円)

(必要数/クラスに1個)
洗口剤を溶解する際に使用します。

3 ディスペンサー付きポリタンク (1,000円)

(必要数/クラスに1個)
洗口用個人コップに分注する際に使用します。

4 洗口用個人コップ (100~300円)

洗口用個人コップは、各自持参、紙コップ、給食用コップなど園の状況に合わせて使用してください。
洗口後、洗口液の吐き出しにも使用します。
なお、ガラス製のコップは、使用しないでください。



プラスチックコップ
1人当年間1個

紙コップ
1人当年間250個

5 砂時計、タイマー (100~500円)、
洗口用音楽テープ、CD (1,000~1,500円)

(必要数/クラスに1個)
洗口時間(1分間)が正しく測定できるように準備してください。



洗口用音楽CD



タイマー



砂時計



洗口用音楽テープ

<園児のためのフッ化物洗口マニュアル（県歯科医師会・健康福祉部発行）より>

6 ポリバケツ (500～1,000円)

(必要数/クラスに1個)

吐き出した洗口液を集め、誤飲がないことを確認します。



ポリバケツ

7 収納容器 (1,000～3,000円)

(必要数/クラスに1個)

鍵のかかる戸棚など。物品の保管に使用します。

※園児1人あたりにかかる洗口剤の費用は、月50円程度です。
この他にも物品は、必要に応じて準備してください。

(4) フッ化物洗口の実施手順

- 1 専用の、溶解用容器に、洗口剤を入れます。
次に、水道水を規定量入れ(200mlに1包)、軽くふり混ぜ、完全に溶解し、洗口液をつくります。
- 2 専用の、デispenser付きポリタンクに洗口液を移します。
各自の洗口用コップに洗口液を7mlずつ入れます。洗口用コップは、ガラス製品以外の物を用います。
※ポンプを2回押すと7ml出ます。
- 3 各自に洗口液が渡されたら、担任の先生の合図で一斉に洗口液全量を口に含み「ブクブクうがい」を始めます。
座った姿勢でやや下を向き、頬を動かし、上下左右すべての歯に洗口液が届くように、1分間行います。
- 4 洗口後、各自のコップに洗口液を吐き出し、その後、1～2回口の中のたまった唾液を吐き出します。
洗口後、30分間は、うがいや飲食を避けます。
- 5 吐き出した洗口液をポリバケツに集め、下水に捨てます。
溶解用容器、デispenser付きポリタンク、コップやポリバケツをよく洗い、乾燥させてかたづけします。



ミラノール

【東洋製薬・ビーブランドメデイコデンタル】

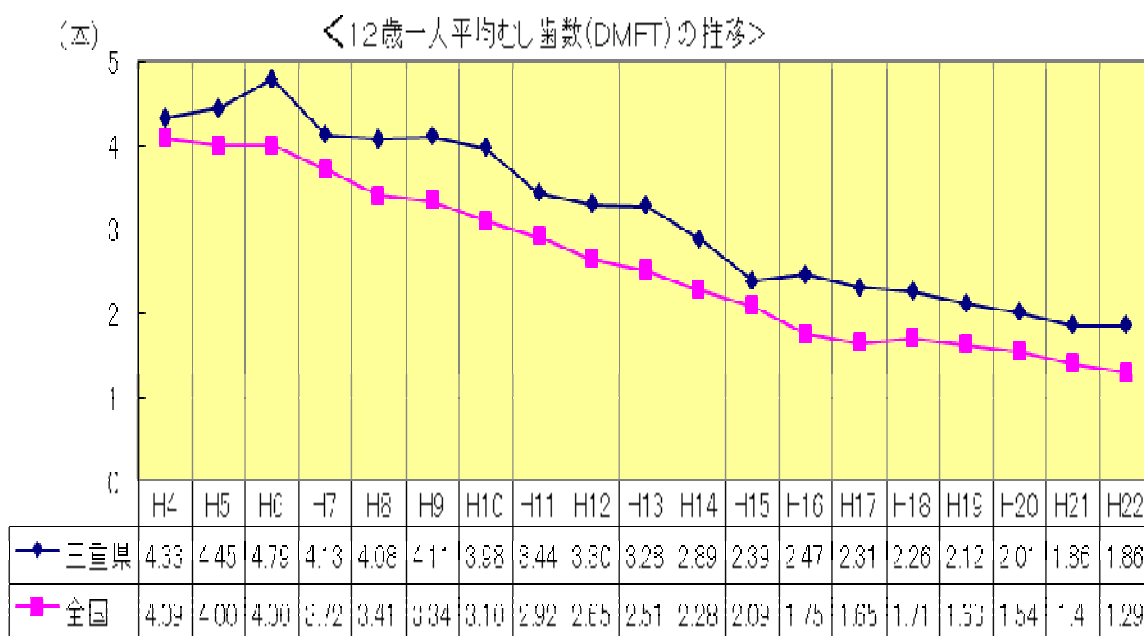
1包1g入りで、1包には110mgのフッ化ナトリウムが入っています。

希釈前の薬品は高濃度であるため、劇薬指定となっています。鍵をかけての保管等適切な管理が必要であるため学校歯科医や学校薬剤師等の専門家の協力が必要です。

3 三重県の児童生徒の歯と口腔の現状と課題

歯科健康診断結果による本県の12歳の一人平均むし歯数（一人平均DMFT指数：DMFT）は平成4年の4.33本から平成22年には1.86本まで減少しました。しかし、全国平均よりも多いことから、今後も継続的な指導のもと、改善に向けた取り組みが必要です。

一人平均むし歯数（DMFT）とは
 う歯経験歯数のことです。う歯に罹患すると自然治癒が期待できないことから、経験歯数として表すべきだという考えのもと、未処置歯、処置歯、喪失歯の合計を人数で割って表記したもので、この指標は地域や集団におけるう蝕状況を表す指標として広く用いられています。



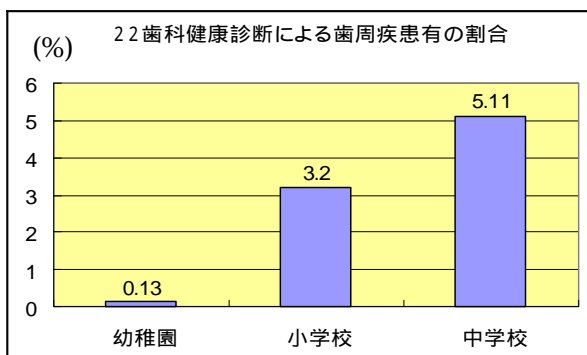
<三重県教育委員会 健康状態調査より>

歯周疾患を有する児童生徒は、15年前の平成7年と比べて6.99%から5.11%まで減少しています。しかし、幼稚園、小学校、中学校と成長するほど、歯周疾患を有する割合が増加しており、今後も歯周疾患に対する指導が必要です。

また、一部の地域において12歳の一人平均むし歯数（DMFT）が高い状況

があり、これらの地域において更なる「歯と口の健康づくり」の推進が課題です。

【資料3・4】



4 三重県教育委員会の取組

学校における歯・口の健康づくりに関しては、虫歯の予防を中心として取組が行われてきましたが、近年の子どもの現状をみると、咀嚼など口腔機能の未発達や口腔の疾病の増加、食育の重要性などが指摘されており、その指導や対策の充実が求められています。

また、歯・口の健康づくりは、子どもの生活環境や食生活の影響を受けるものであることから、これらの課題に学校が適切に対応するためには、家庭や地域の医療機関等との連携が不可欠となっています。

このことを踏まえ、県教育委員会では、関係機関と連携しながら、学校や地域の実状に応じた様々な取組が進められるよう、歯と口の健康づくりの取組・事業を実施しています。

特に、平成22年度からは、県歯科医師会や健康福祉部との連携が進み、これまでそれぞれに行ってきた事業の状況等を共有することで、より支援が必要な地域での指導が充実してきました。

取組（事業名）	内容	実施市町
文部科学省事業 「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」	・各校の課題に応じて歯科医、歯科衛生士等を派遣しています。平成22年度からは県の重点課題として歯と口の健康づくりを取り上げ、積極的な指導の推進を図っています。	伊賀市 鈴鹿市 等
日本学校歯科医会事業 「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業」	・学校歯科医を始めとする専門家や地域と連携して歯と口の健康づくりを推進しています。	H23・24年度 推進校 紀北町立東小学校
ライオン歯科衛生研究所 歯科衛生士によるはみがき指導	・毎年4校において、ライオン歯科衛生研究所の歯科衛生士によるはみがき指導を実施しています。	いなべ市 菰野町 等
生活習慣チェックシートの活用	・県健康福祉部及び県医師会とともに作成した生活習慣チェックシートを各学校に配布するとともに、データを分析して課題を検討しています。	御浜町 松阪市 等
県教育委員会の指導主事等による指導助言	・県教育委員会の指導主事等が、要請に応じて、市町等の研修会に講師として参加し、指導・助言を行います。	度会町 玉城町 南伊勢町 大紀町
歯科医師会への委託事業 「学校歯科衛生大会」の開催	・毎年1回、学校歯科医及び養護教諭等の学校保健担当者が共に歯と口の健康づくりについて研修する研修会を開催しています。	

5 生活のしかたによって起こる病気を予防しよう-2

むし歯や歯ぐきの病気を予防するにはどのようにしたらよいのでしょうか。

あまいものを食べなければ、むし歯にならないと思っていたよ。

話し合ってみよう

むし歯や歯ぐきの病気の原因は何なのでしょう。話し合ってみましょう。

むし歯も生活のしかたが関係しているのかな。



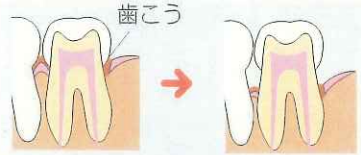
むし歯

- ①ミュータンス菌が食べ物の中の糖分からねばねばした物質をつくる。
- ②そこで細菌が増えて歯こう(細菌のかたまり)ができる。
- ③歯こうの中の細菌が糖分を酸に変え、歯をとかしてむし歯をつくる。
- ④むし歯が進むと、いたみが生じるようになる。悪化すると歯を失うこともある。



歯ぐきの病気(歯周病)

歯と歯ぐきの間にできた歯こうがもとになって、歯ぐきのはれたり出血しやすくなったりする。



ひどくなると、歯を支えている骨がとがされて、歯がゆるんでくる。さらにひどくなると、歯がぬけてしまうこともある。



歯こうがついた歯

歯医者さん

歯を失う原因のほとんどはむし歯と歯周病です。小・中学生のむし歯は減ってきていますが、歯周病は増えてきています。

むし歯や歯周病を予防するには、ていねいに歯みがきをして、歯こうを取りのぞくこと(ブラークコントロール)が必要です。歯と歯の間、歯と歯ぐきの間は、食べ物や歯こうが残りやすいので気をつけてみがきましょう。

また、しっかりと自分の歯でかめることは、生きていくために欠かすことのできない食生活を豊かにしてくれます。20年前から始まった8020運動とは「80歳になっても健康な自分の歯を20本以上保とう」という運動です。いつまでも自分の歯で食事が楽しめるように、これからも歯を大切にしましょう。



お茶が歯によいといわれるのは、お茶の中のフッ化物が、むし歯になりにくくするからです。フッ化物が入っている歯みがき剤を使うこともむし歯予防の役に立ちます。

やってみよう

むし歯や歯周病を予防するにはどうすればよいのでしょうか。ふだん自分が行っていることには、□の中に○をつけてみましょう。また、ほかに行っていることがあったら、下のあいているところに書いてみましょう。

モグモグモグモグ



よくかんで食べる。



かみごたえのあるものを食べる。



だらだらと間食を続けない。



糖分をとり過ぎない。



カルシウムをとる。



食後はしっかり歯をみがく。



歯ブラシがないときは水でうがいをする。

ミュータンス菌はだれもが口の中にもっている細菌です。むし歯や歯周病にならないためには、食べた後、口の中に食べ物のよごれを残しておかないことが大切です。また、むし歯の原因は酸であり、そのもとになる糖分をとり過ぎないことも、むし歯の予防につながります。

食後にきちんと歯をみがいて口の中をきれいにする、あまいものをとり過ぎないなど、生活のしかたに注意することがむし歯や歯周病の予防にはとても大切です。

資料 視力の低下

本と目を近づけ過ぎたり、暗いところで読んだりすると、視力が低下しやすいといわれています。また、長時間テレビを見たり、ゲームをしたりすると、目ははたらきが弱くなります。

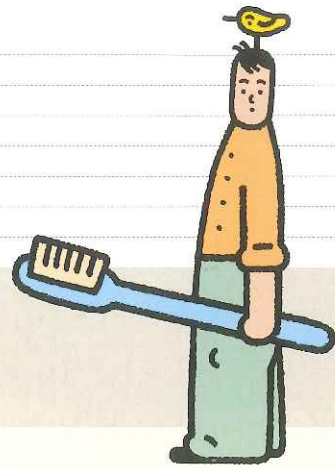
最近では、コンピュータなどを使用する機会が増えています。熱中し過ぎると、目のつかれの原因になることがあるので、注意が必要です。

本を読むときやテレビ、コンピュータなどの画面を見るときには、部屋の明るさに気をつける、時間を決める、姿勢に気をつけるなどして、目に負担をかけないように心がけましょう。



食べ物をよくかむと、だ液の量が増え、消化のはたらきがよくなります。また、だ液は口の中をきれいに保つため、むし歯の予防にも役立っています。

5 生活習慣病とその予防



こんにちの日本では、どんな原因で亡くなる人が多いのか、あなたは知っていますか。

1 生活習慣が病気をつくる

現在、日本人の死亡原因として多い病気を上位から3つあげると、**がん**、**心臓病**、**脳卒中**となります。この3つで日本人の死亡数の約半数を占めていて、これらの死亡を減らすことが国民の健康における大きな課題になっています(図1)。

がん、心臓病、脳卒中は、その起こり方や進み具合に生活習慣が大きく関係しているため生活習慣病という区分に分類されています。生活習慣病には、この3つの病気以外にも、**糖尿病**や**歯周病**など、さまざまな病気があります(表1)。

2 生活習慣病は子どものときから始まる

「生活習慣病は中高年の病気、中学生の自分には関係がない」と思っているとしたら、それはまちがいです。確かに生活習慣病は中高年の人に多くみられる病気ですが、それは若いときから始まっています(図2)。

① おもに10代で発症する、生活習慣とは無関係の糖尿病もあります。生活習慣が原因で起こる糖尿病を「2型糖尿病」と呼ぶのに対し、これは「1型糖尿病」と呼ばれます。

図1 日本人の死亡原因

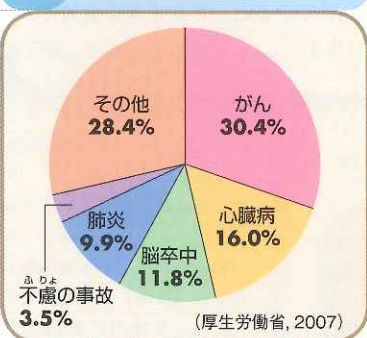


図2 動脈硬化の進行(模式図)

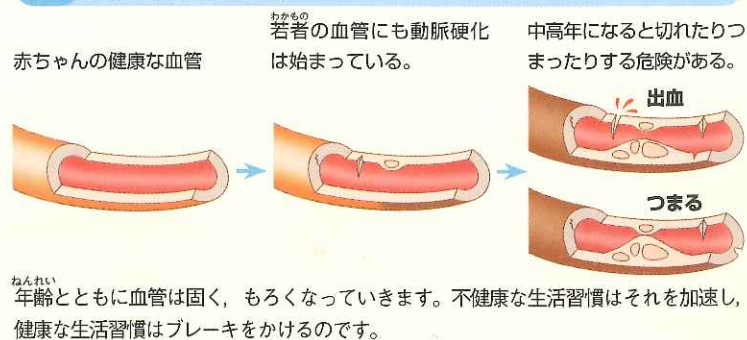
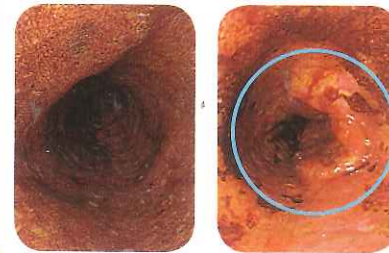


表1 さまざまな生活習慣病

がん

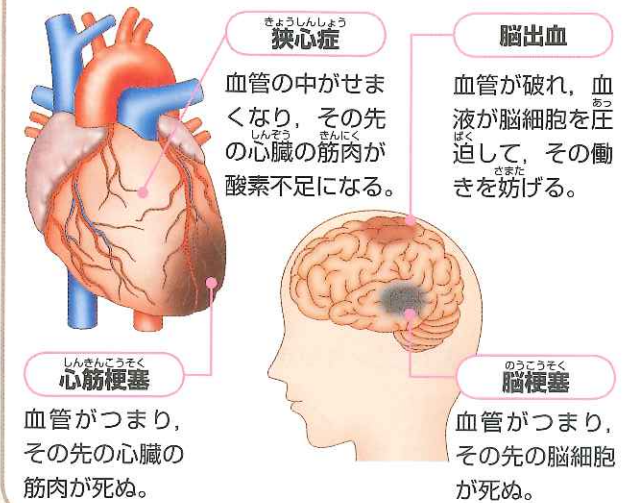
正式には「悪性新生物」といいます。何らかの原因で正常な細胞ががん細胞に変化し、がん細胞が無秩序に増えて体の正常な働きを妨げてしまう病気です。がんはその部位により、肺がん、胃がん、肝臓がんなどの種類があります。多くのがんには、生活習慣である喫煙と飲酒がかかわっています(写真は喫煙・飲酒習慣のある人がなった食道がん)。

左: 正常な食道 右: がんを発症した食道



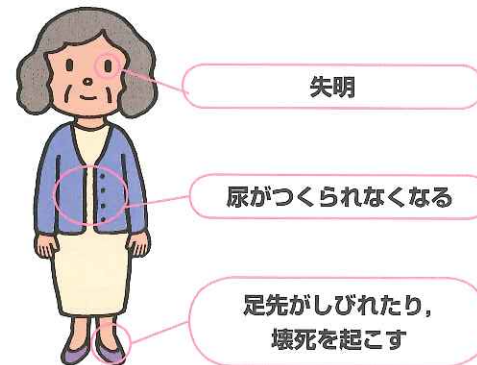
心臓病・脳卒中

動脈硬化が進むと、血液が流れなくなったり、せまくなった血管を通る血液の圧力でもろくなった血管が破れたりします。これが脳の血管で起こるのが脳卒中、心臓の血管で起こるのが心臓病(正式には「虚血性心疾患」)です。



糖尿病

食べすぎ、運動不足、肥満などが原因で、血液中の糖の量をコントロールできなくなる病気です(側注①参照)。そうすると尿に糖が含まれるようになるので、この病名がついています。進行すると毛細血管や末梢神経が壊されるため、目では網膜の血管がいたんで失明する、腎臓では尿がつくれなくなる、また足先がしびれたり、血が通わなくなって壊死を起こしたりします。



歯周病

歯と歯ぐきの間に歯垢をためたままにしていると、そこに含まれている細菌が歯ぐきに感染して、歯ぐきのはれたり、歯ぐきから出血したりする病気です。初めのうちは自覚症状がありませんが、進行すると歯がぐらぐらになり、最終的には歯が抜けてしまいます。歯周病は歯を失うもっとも大きな原因であるといわれています。



健康にかかわる意志決定・行動選択

学習の目標

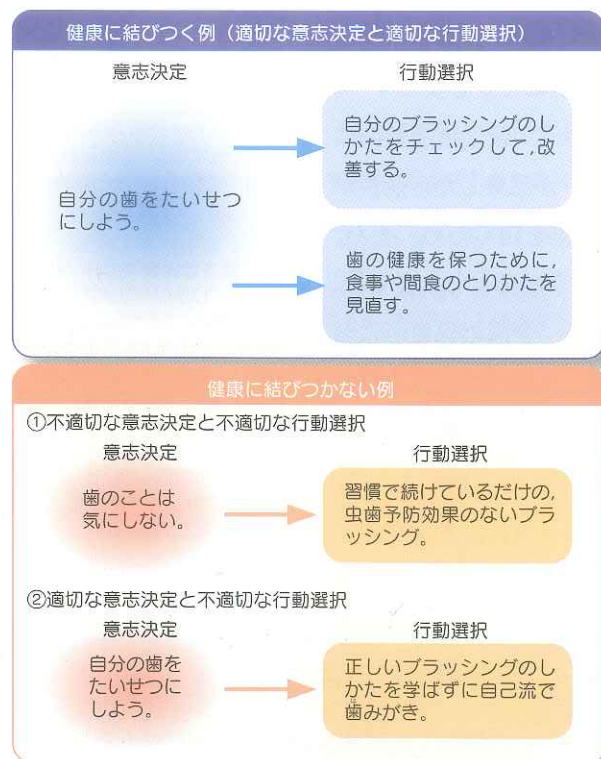
- ◆意志決定・行動選択の重要性を、こにちの健康問題の特徴と関連させて説明できるようになる。
- ◆意志決定・行動選択に影響する要因を、個人的なものと社会的なものに分けて、例を用いて説明できるようになる。

1. 適切な意志決定・行動選択の重要性

① 意志決定と行動選択は、明確には切り離せない場合もある。個人が行動を実現するまでの一連の流れのなかに、それぞれの要素が存在すると考えるのがよい。

② p.16「生活習慣病と日常生活行動」の項参照。

図1 意志決定・行動選択の例



健康のためには、適切な意志決定と適切な行動選択が必要である。適切な行動選択のためには適切な意志決定が必要だが、適切な意志決定ができて、適切な行動選択に結びつかない場合もある。

① **意志決定・行動選択とは** 意志決定とは、何をするか、どのようになるかなどについて、自分自身で決めることをいいます。たとえば、図1の「自分の歯をたいせつにしよう」がそれにあたります。また、行動選択とは、意志決定にしたがい、さまざまな行動を具体的に実行することをいいます。図1の「ブラッシングのしかたを改善する」がそれにあたります。意志決定・行動選択には、簡単で日常的なものもあれば、自分の一生を左右

するような重大なものもあります。また、考えているうちに時間切れになって結果的に何もできなかったり、ほかの人からの圧力で何かをしてしまったりする場合も、消極的な意味での意志決定・行動選択といえることができます。

② **意志決定・行動選択と健康** 一見、健康や病気などとは無関係に見える意志決定・行動選択が、なぜ保健で問題になるのでしょうか。それは、がんや心臓病などの生活習慣病が、食事・運動・喫煙・飲酒など、毎日の行動と深い関係があるからです。また、歯周病の予防や慢性疾患の悪化防止などのためには、自分自身による健康管理が必要だからです。すなわち、医療や保健が充実した現代のわが国のような社会においては、個人がどのようなことを考え、どのような行動を選んでいくかが、健康で充

実した人生を送っていくうえで大きな意味をもっているということです。

2. 意志決定・行動選択に影響をおよぼす要因

意志決定・行動選択には、さまざまな要因が関係しています(図2)。

① **個人的な要因** 個人的要因としては、知識があげられます。不完全な知識しかもたなかったり、誤った情報を信じているなら、適切な意志決定・行動選択はできないでしょう。また、好奇心や自分自身をたいせつにする気持ちなどの、心の状態も強く関連しています。たとえば、正しい知識があっても、自分の人生なんてどうでもよいと考えている人は、健康的な行動をとらないかもしれません(図3)。さらに、未成年者の喫煙・飲酒や薬物乱用などの場合には、社会のルールを尊重する気持ちの不足なども関連しています。

② **社会的な要因** 家族や友人など、周囲の人びとの影響力は大きく、それにより、よい影響を受けることもあれば、悪い影響を受けることもあります(表1)。周囲の人びとからの影響は、たとえば、「たばこをすすめられる」などのように直接的な形をとることもあれば、「たばこを吸う友だちが多いから、自分も吸うべきだと思えるようになる」などのように、間接的な形をとることもあります。また、誘われたら断りにくいといった人間関係、広告などマスメディアの影響、さらには、その人の所属する社会の規範や文化などの社会的な環境も無視することはできません。それらは、本人が意識をしていなくても、意志決定・行動選択に大きな影響をおよぼしているのです。

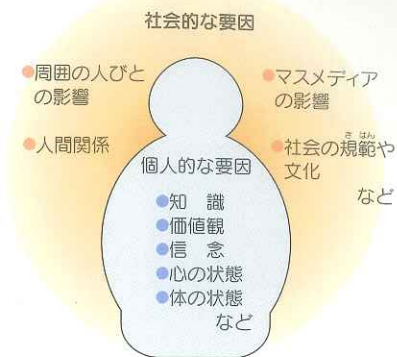


意志決定・行動選択の要因は何だろう

健康や安全に関連する行動を1つあげて、その行動にかんする意志決定・行動選択が、どのような個人的な要因、社会的な要因に影響されているか考えてみましょう。

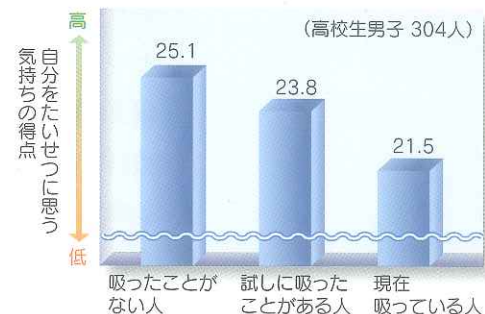
資料1 高校

図2 意志決定・行動選択に影響をおよぼす要因



意志決定・行動選択は、さまざまな要因から影響を受けている。どのような要因の影響を強く受けるかには、個人差や対象となる行動による違いが存在する。

図3 自分をたいせつに思う気持ちと喫煙の関係(植田, 1996年)



たばこをまったく吸ったことがない人よりも吸っている人の方が、自分をたいせつに思う気持ちが弱い傾向があることがわかる。

表1 「シンナー遊び」を始めた理由(和田ら, 1990年) (「シンナー遊び」の結果、精神病院を受診した青少年354人の調査、複数回答あり)

誘われて強制されて	74.3%
自発的に	27.4%
その他不明	2.5%
	9.9%



始めた人の多くが、友人や先輩からの誘いでシンナーに手をだしていることがわかる。

医政発第 0114002 号
健 発 第 0114006 号
平成 15 年 1 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長

フッ化物洗口ガイドラインについて

健康日本 21 における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。

我が国における有効かつ安全なフッ化物応用法を確立するために、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われたところであるが、この度、本研究事業において「フッ化物洗口実施要領」を取りまとめたところである。

については、この研究事業の結果に基づき、8020 運動の推進や国民に対する歯科保健情報の提供の観点から、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を別紙の通り定めたので、貴職におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方お願いしたい。

1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は、重要な役割を果たしている。

わが国においては、世界保健機関（WHO）等の勧告に従って、歯科診療施設等で行うフッ化物歯面塗布法、学校等での公衆衛生的応用法や家庭で行う自己応用法であるフッ化物洗口法というフッ化物応用によるう蝕予防が行われてきた。特に、1970 年代からフッ化物洗口を実施している学校施設での児童生徒のう蝕予防に顕著な効果の実績を示し、各自治体の歯科保健施策の一環として、その普及がなされてきた。

そのメカニズムに関しても、近年、臨床的う蝕の前駆状態である歯の表面の脱灰に対して、フッ化物イオンが再石灰化を促進する有用な手段であることが明らかになっており、う蝕予防におけるフッ化物の役割が改めて注目されている。

こうした中、平成 11 年に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」をまとめたことを受け、平成 12 年度から開始した厚生労働科学研究において、わが国におけるフッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究（「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」）が行われている。

さらに、第 3 次国民健康づくり運動である「21 世紀における国民健康づくり運動」（健康日本 21）においても歯科保健の「8020 運動」がとりあげられ、2010 年までの目標値が掲げられている。これらの目標値達成のための具体的方策として、フッ化物の利用が欠かせないことから、EBM（Evidence Based Medicine）の手法に基づいたフッ化物利用について、広く周知することは喫緊の課題となっている。

このような現状に照らし、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図ることは、「8020」の達成の可能性を飛躍的に高め、国民の口腔保健の向上に大きく寄与できると考えられ、上記の厚生労働科学研究の結果を踏まえ、最新の研究成果を盛り込んだフッ化物洗口について、その具体的な方法を指針の形として定め、歯科臨床や公衆衛生、地域における歯科保健医療関係者に広く周知することとした。

2. 対象者

フッ化物洗口法は、とくに、4歳児から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。また、成人の歯頸部う蝕や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

1) 対象年齢

4歳から成人、老人まで広く適用される。特に、4歳（幼稚園児）から開始し、14歳（中学生）まで継続することが望ましい。その後の年齢においてもフッ化物は生涯にわたって歯に作用させることが効果的である。

2) う蝕の発生リスクの高い児（者）への対応

修復処置した歯のう蝕再発防止や歯列矯正装置装着児の口腔衛生管理など、う蝕の発生リスクの高まった人への利用も効果的である。

3. フッ化物洗口の実施方法

フッ化物洗口法は、自らでケアするという点では自己応用法（セルフ・ケア）であるが、その高いう蝕予防効果や安全性、さらに高い費用便益率（Cost-Benefit Ratio）等、優れた公衆衛生的特性を示している。特に、地域単位で保育所・幼稚園や小・中学校で集団応用された場合は、公衆衛生特性の高い方法である。なお、集団応用の利点として、保健活動支援プログラムの一環として行うことで長期実施が確保される。

1) 器材の準備、洗口剤の調製

施設での集団応用では、学校歯科医等の指導のもと、効果と安全性を確保して実施されなければならない。

家庭において実施する場合は、かかりつけ歯科医の指導・処方を受けた後、薬局にて洗口剤の交付を受け、用法・用量に従い洗口を行う。

2) 洗口練習

フッ化物洗口法の実施に際しては、事前に水で練習させ、飲み込まずに吐き出せさせることが可能になってから開始する。

3) 洗口の手順

洗口を実施する場合は、施設職員等の監督の下で行い、5～10の洗口液で約30秒間洗口（ブクブクうがい）する。洗口中は、座って下を向いた姿勢で行い、口腔内のすべての歯にまんべんなく洗口液がゆきわたるように行う。吐き出した洗口液は、そのまま排水口に流してよい。

4) 洗口後の注意

洗口後30分間は、うがいや飲食物をとらないようにする。また、集団応用では、調整した洗口液（ポリタンクや分注ポンプ）の残りは、実施のたびに廃棄する。家庭用専用瓶では、一人あたり約1か月間の洗口ができる分量であり、冷暗所に保存する。

4. 関連事項

1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ

フッ化物洗口法と他の局所応用法を組み合わせ実施しても、フッ化物の過剰摂取になることはない。すなわちフッ化物洗口とフッ化物配合歯磨剤及びフッ化物歯面塗布を併用しても、特に問題はない。

2) 薬剤管理上の注意

集団応用の場合の薬剤管理は、歯科医師の指導のもと、歯科医師あるいは薬剤師が、薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において厳重に管理する。

家庭で実施する場合は、歯科医師の指示のもと、保護者が薬剤を管理する。

3) インフォームド・コンセント

フッ化物洗口を実施する場合には、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。

4) フッ化物洗口の安全性

フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

本法は、飲用してう蝕予防効果を期待する全身応用ではないが、たとえ誤って全量飲み込んだ場合でもただちに健康被害が発生することはないと考えられている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されている。

急性中毒

通常の方法であれば、急性中毒の心配はない。

慢性中毒

過剰摂取によるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに発現する。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であっても、永久歯の歯冠部は、ほぼできあがっており、口腔内の残留量が微量であるため、歯のフッ素症は発現しない。骨のフッ素症は、8 ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であるので、フッ化物洗口のような微量な口腔内残留量の局所応用では発現することはない。

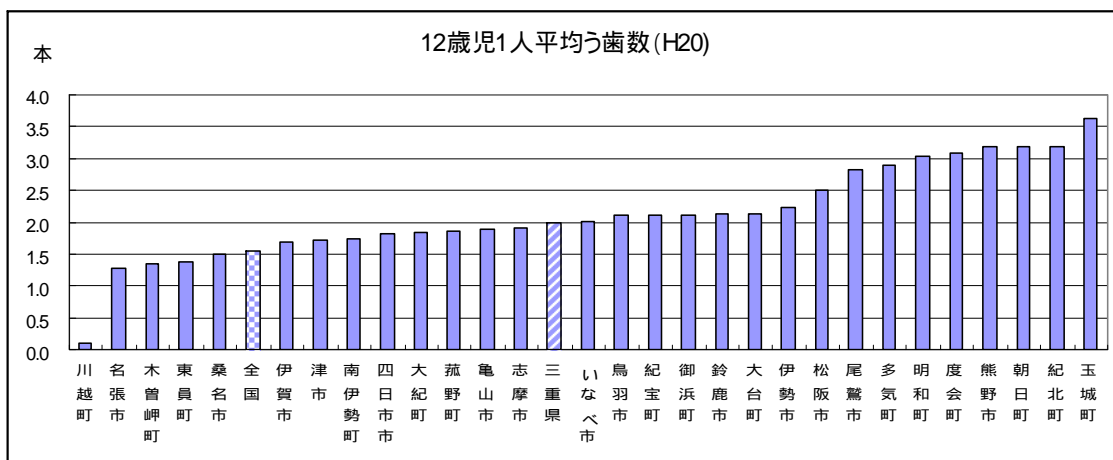
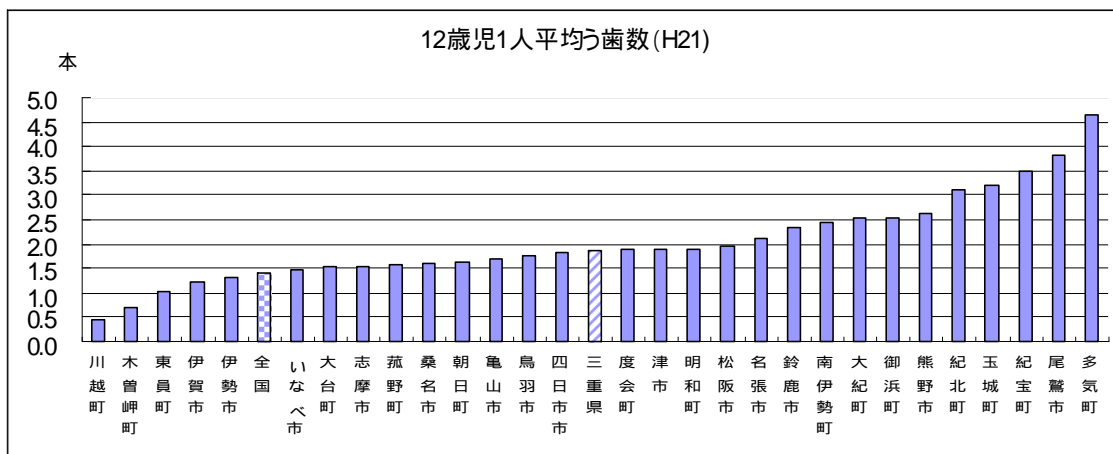
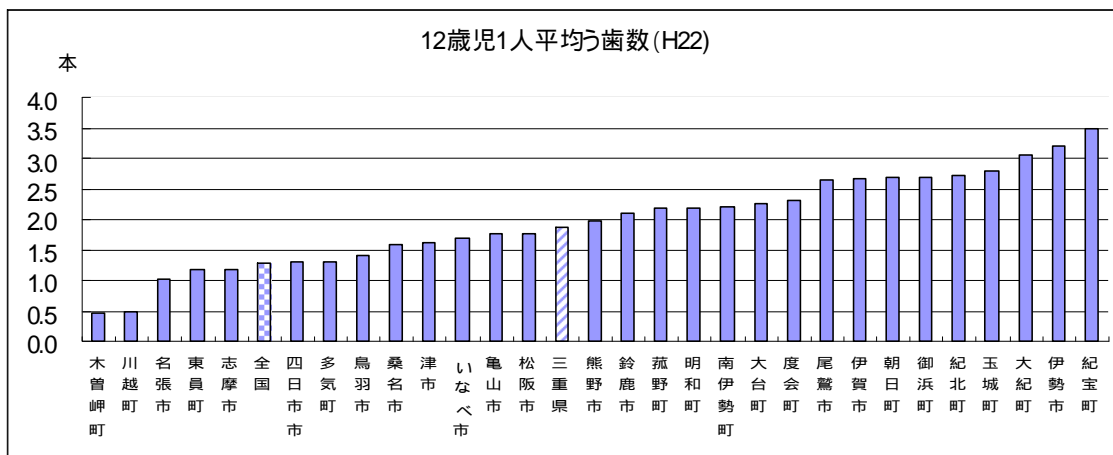
有病者に対するフッ化物洗口

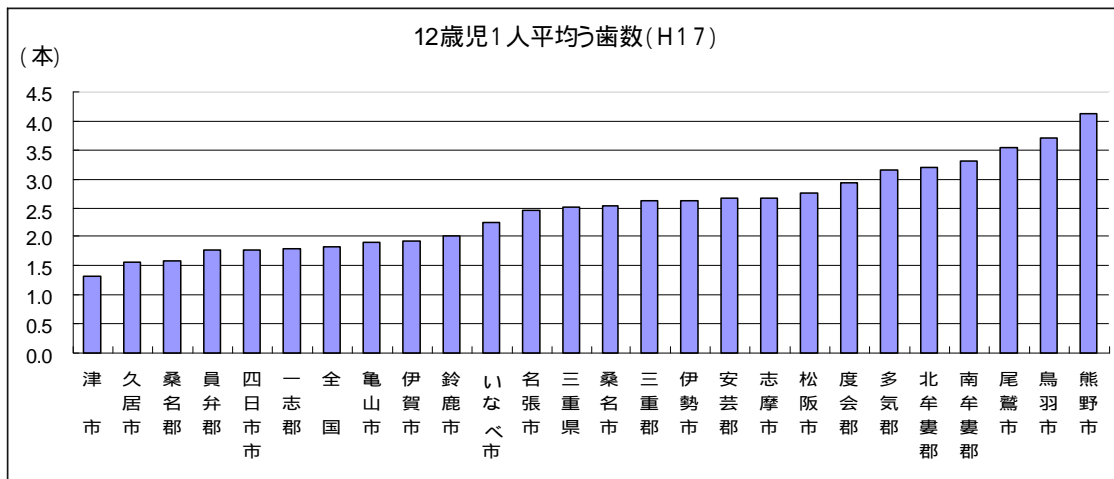
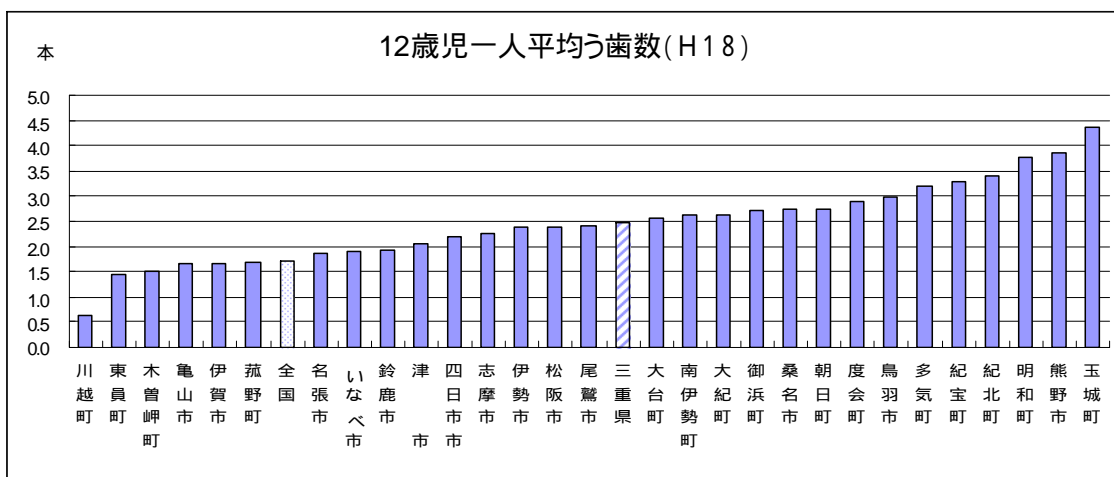
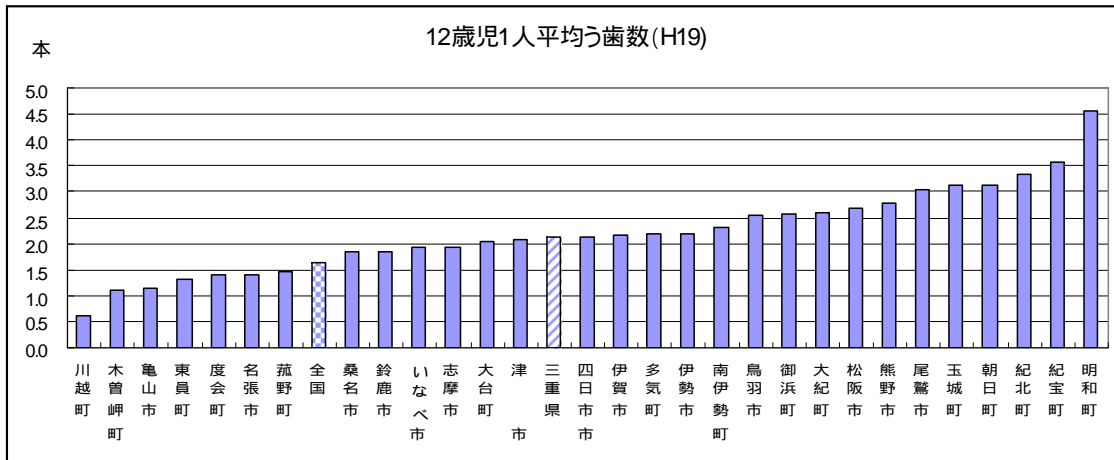
フッ化物洗口は、うがいが適切に行われる限り、身体が弱い人や障害をもっている人が特にフッ化物の影響を受けやすいということはない。腎疾患の人にも、う蝕予防として奨められる方法である。また、アレルギーの原因となることもない。骨折、ガン、神経系および遺伝系の疾患との関連などは、水道水フッ化物添加（Fluoridation）地域のデータを基にした疫学調査等によって否定されている。

5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」

フッ化物応用に関する、より詳細な情報については、厚生労働科学研究「フッ化物応用に関する総合的研究」班が作成した「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照されたい。

12歳児1人平均う歯数 過去6年データ (平成17年度～平成22年度)





一人平均むし歯数 (DMFT) とは

う歯経験歯数のことであり、う歯を評価する指標です。う歯に罹患すると自然治癒が期待できないことから、経験歯数として表すべきだという考えのもと、未処置歯、処置歯、喪失歯の合計を人数で割って表記したもので、この指標は地域や集団におけるう蝕状況を表す指標として広く用いられています。

D(d) : Decayed の略で保存可能な未処置歯

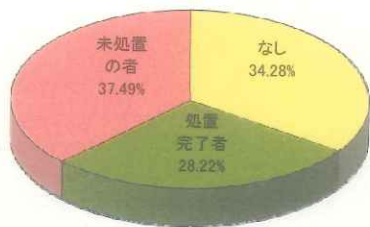
M(m) : Missing because of caries の略でう蝕が原因の抜去歯

F(f) : Filled の略でう蝕が原因で修復した歯

三重県健康状態調査

歯・口腔の疾患・異常の有無

小学校
105,867名



う歯以外の歯疾患・異常（受験者数対比率）

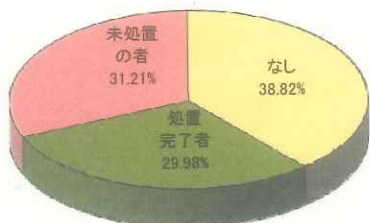


う歯

平成3～22年度の比較

年度	なし	処置完了者	未処置の者
平成3年度	7.40%	32.30%	60.30%
平成4年度	6.77%	30.89%	62.34%
平成5年度	7.50%	33.00%	59.50%
平成6年度	8.10%	34.40%	57.50%
平成7年度	8.42%	33.64%	57.97%
平成8年度	10.77%	35.03%	54.20%
平成9年度	11.95%	35.17%	52.88%
平成10年度	13.04%	35.43%	51.53%
平成11年度	14.77%	35.47%	49.76%
平成12年度	16.78%	34.79%	48.43%
平成13年度	18.28%	33.17%	48.55%
平成14年度	20.10%	31.82%	48.08%
平成15年度	21.61%	32.57%	45.82%
平成16年度	23.82%	31.13%	45.05%
平成17年度	24.96%	31.03%	44.01%
平成18年度	26.12%	30.21%	43.67%
平成19年度	27.53%	29.73%	42.75%
平成20年度	29.89%	29.33%	40.79%
平成21年度	32.09%	29.02%	38.90%
平成22年度	34.28%	28.22%	37.49%

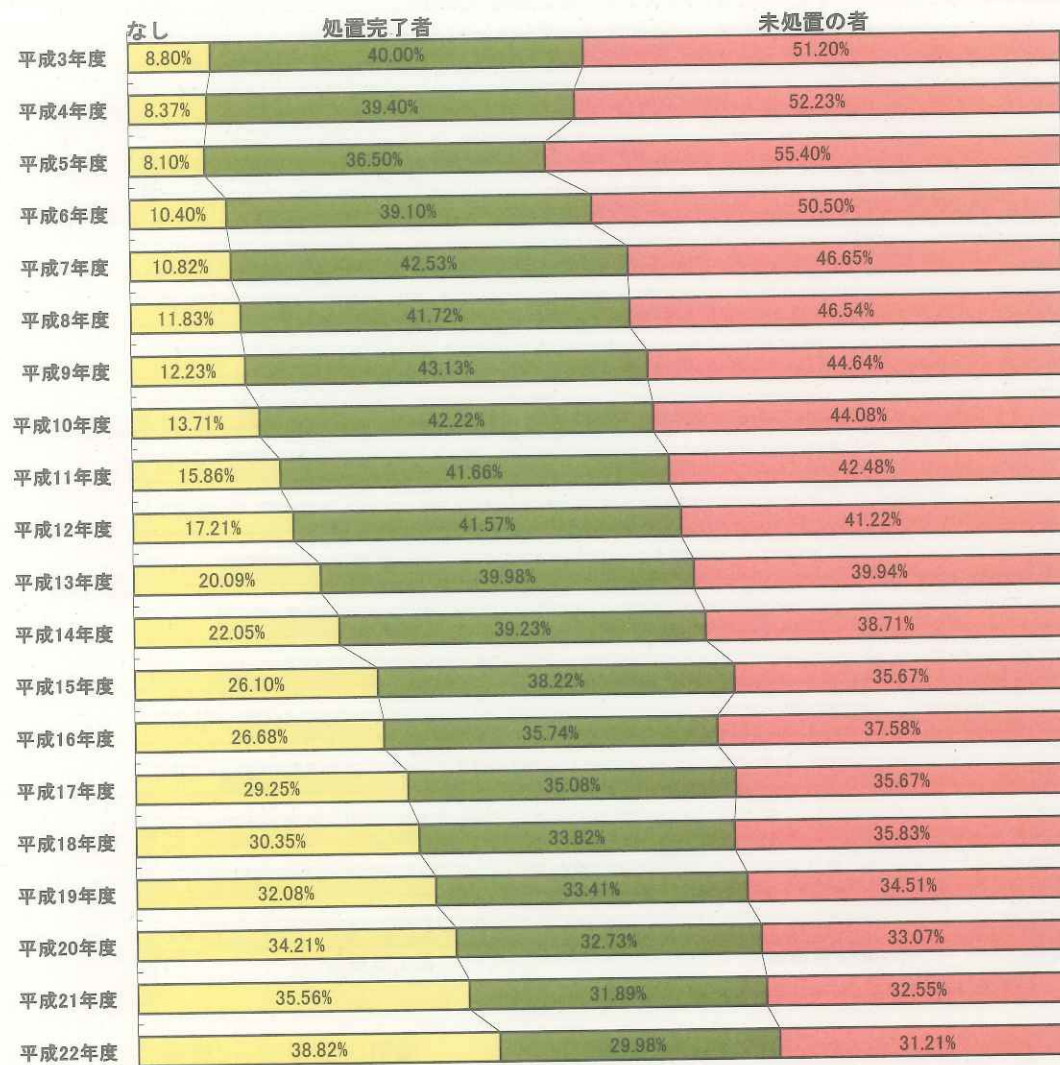
中学校
53,847名



う歯以外の歯疾患・異常（受験者数対比率）



う歯 平成3～22年度の比較



乳幼児期（0歳～5歳）

児童・思春期
（6歳～18歳頃）

成人期（19歳～64歳）

高齢期（65歳～）

健康志摩21実践事業（健康志摩21推進会議5回/年・11/22健康日本21推進志摩大会開催・健康志摩21チャレンジ事業など）

健康づくり事業	健康づくり推進協議会		
	食育推進事業 運動推進事業（運動推進リーダー養成研修、運動推進リーダーフォローアップ研修、地区活動、健康体操ふれあいまつり等） 介護予防運動普及事業「いきいきとまめな体操」 こころの健康づくり推進事業（こころの健康に関する地域診断、リスナーフォローアップ研修、普及啓発事業など） 禁煙・分煙の推進事業		
母子保健事業	赤ちゃん訪問		母子健康手帳交付
	家庭訪問		健康相談
	乳幼児健康相談		家庭訪問
	4・10か月児健康診査		妊婦健康診査 （全14回・県外受診補助） 志摩市（一般・特定） 不妊治療費助成事業
	7か月児・12か月児健康相談		頑張る地方応援プログラム （産婦セミナー・高校生セミナーなど）
	1歳6か月児・3歳児健康診査		
	のびのび教室(7歳-教室)		おっばい広場
	関係機関との調整会議（乳幼児健やかネットワーク会議等）		
歯科保健事業	7・12か月児歯科保健指導		母子健康手帳交付時に妊婦への保健指導
	1歳6か月児歯科検診 歯科保健指導		12ヶ月児健康相談の親 2歳6ヶ月児歯科教室の親 デンタルフロス配布、歯周病リーフレット配布
	2歳児・2歳6か月児歯科教室		介護予防事業での歯科健康教育 （お達者サポーターによる歯科教室）
	3歳児歯科検診 歯科保健指導		
	フッ化物塗布事業		
	フッ化物洗口事業		
	歯科事業打ち合わせ会議（歯の健康づくりネットワーク会議等）		
精神保健事業	障害者施策推進協議会（精神専門部会）		
	精神保健福祉手帳・自立支援医療費支給申請受理		
	精神保健相談、家庭訪問、健康教育 関係機関との連絡調整、ケース会議		
		精神障害者デイケア 家族会支援	
成人保健事業	健康手帳の交付		
	健康教育（生活習慣病予防等）		
	健康相談（各地区巡回定期相談、電話相談）（地域支援事業含む）		
	健康増進法健康診査		
	がん検診（乳がん・子宮がん・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん）		
	訪問指導 肝炎ウイルス検診 特定保健指導事業		
感染症予防事業	予防接種（ポリオ・DPT・MR・BCG・日本脳炎・ヒブ・小児用肺炎球菌）	予防接種（DT・MR・日本脳炎・子宮頸がん）	予防接種（インフルエンザ）
	すべての予防接種が医療機関にて個別接種。		結核予防対策（結核検診）
医療対策	地域医療対策（医療機関との連携、志摩地域医療を考える会支援など）		
	志摩市休日夜間応急診療所業務		

フッ化物洗口実施施設数の推移

【対象施設】 保育所 14 幼稚園 9 計 23施設

H24.1月現在

	年度	保育所	幼稚園	合計	実施率	実施人数	備考
実施施設数	H17	3	0	3	12.5%	53	
	H18	6	1	7	29.2%	134	
	H19	9	3	12	50.0%	261	子どもの歯の健康づくり勉強会 (幼・保教諭、歯科医師、保健師、歯科衛生士)
	H20	10	4	14	58.3%	269	専門歯科医師による講演会 (幼・保教諭、保護者対象)
	H21	10	4	14	58.3%	277	健康日本21志摩大会のシンポジウム・体験ゾーンでの歯科コーナー
	H22	11	5	16	66.7%	335	歯とお口の健康まつり(よい歯のコンクール) 歯科医師会との協働による講演会及び勉強会(歯周病)
	H23	12	4	16	69.6%	331	



歯とお口の健康づくり

志摩市

もし、むし歯がなかったら？

むし歯あり

子どもは。。

- ・痛がってご飯が食べにくい
- ・痛くて夜眠りが浅い
- ・園・学校を早退、遅刻、欠席
- ・歯が気になり集中できない

お母さん、お父さんは。。

- ・見かけが気になる
- ・治療に連れていくのが大変
- ・治療費、時間がかかる
- ・痛がるのを見るのがつらい

むし歯がない

ご飯をおいしく食べられる
ぐっすり眠れる

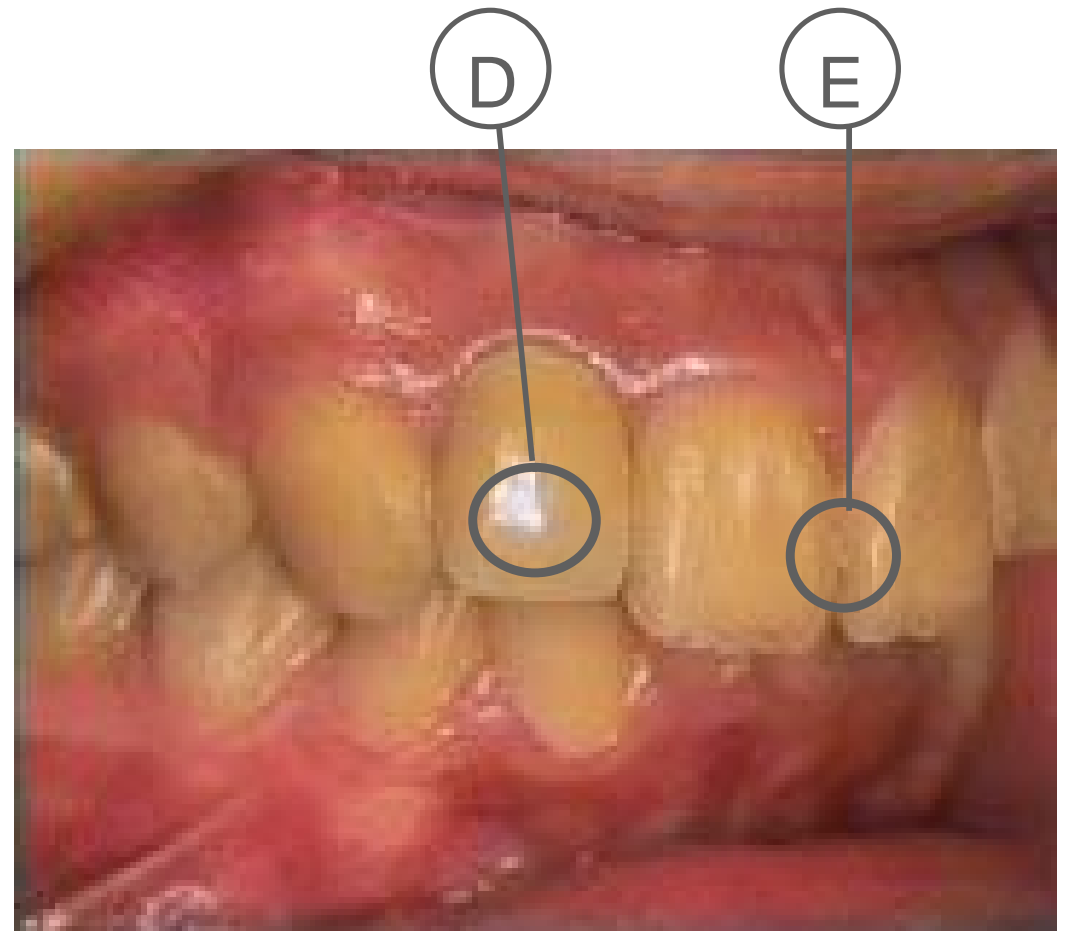
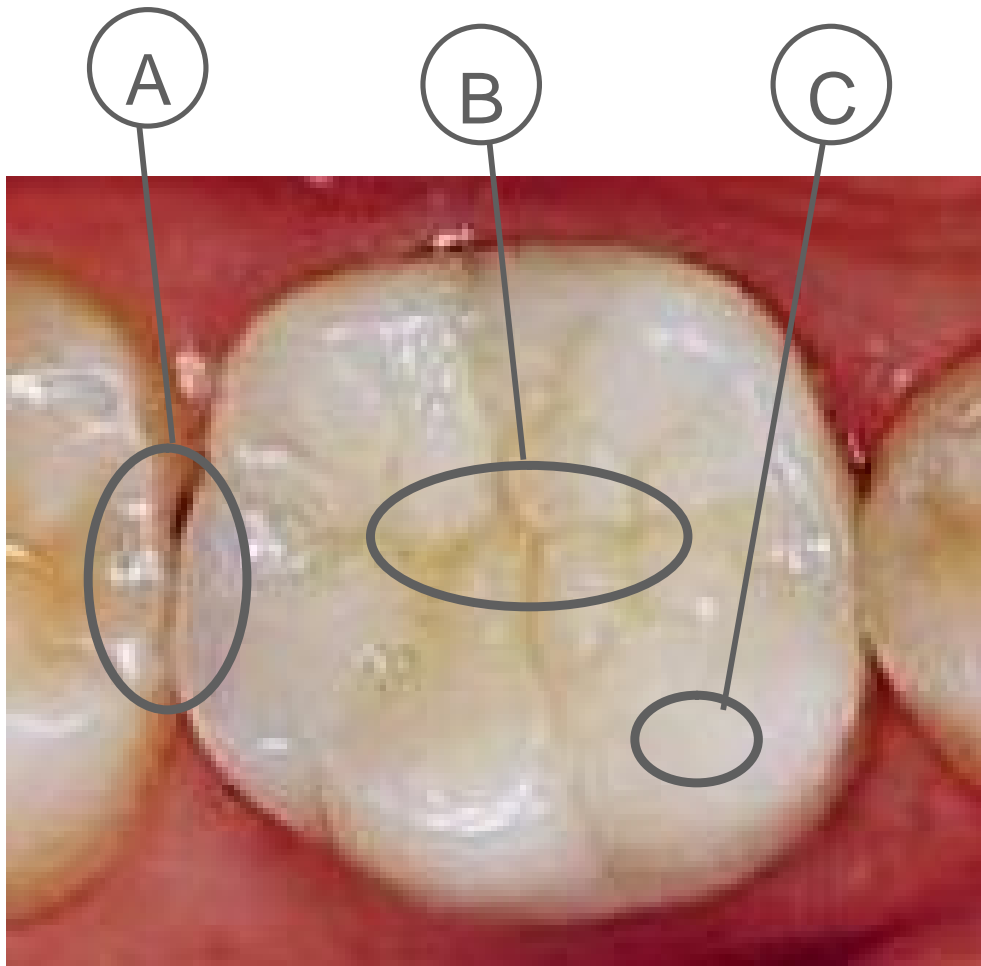
保育所・幼稚園・学校が楽しい
いろいろな事に集中できる

子どもの顔自慢

気遣いしなくてすむ

好きなこと、ものに使える
悩む必要がない

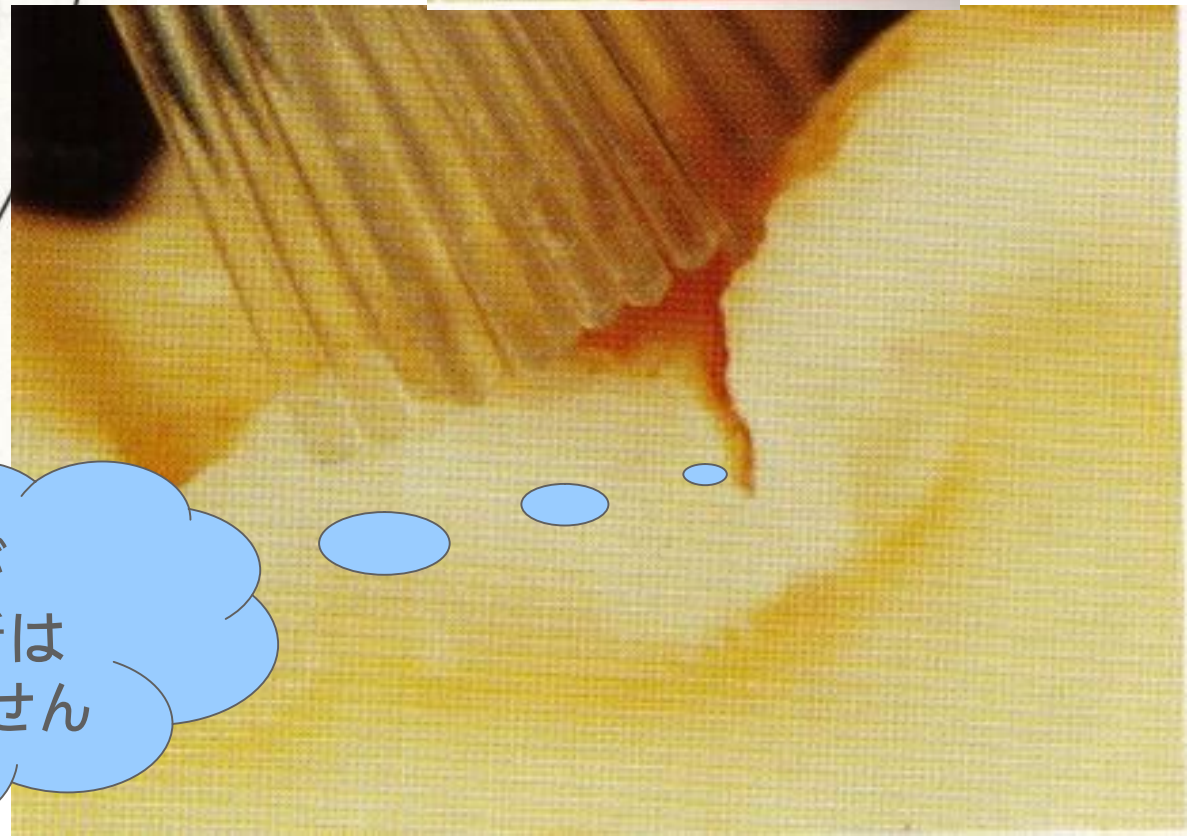
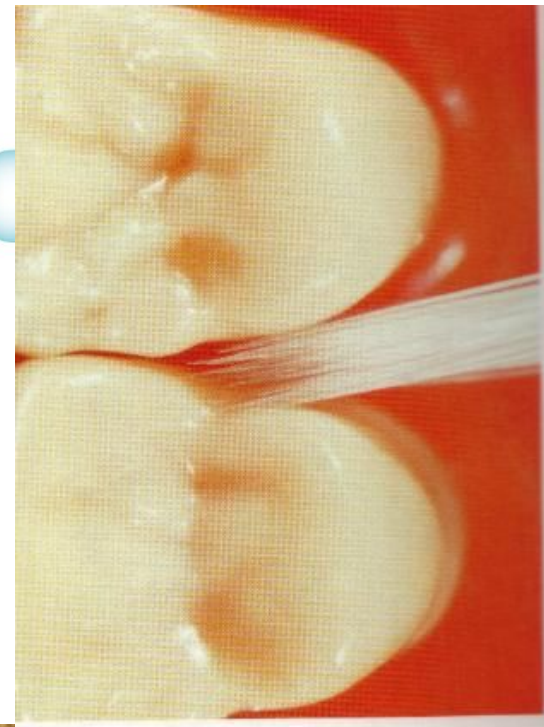
むし歯になりやすい場所は
どこでしょう？



歯ブラシの毛先が奥歯の
溝の中まで届かない

歯ブラシの毛先の太さ

溝の幅



歯ブラシが
届かない場所は
そうじできません

バランスのとれた むし歯予防対策

むし歯予防は、甘いものを控え、歯みがきで歯垢を取り除く事に加えて、フッ素を利用して歯を強くする事で初めてバランスのとれたものになります

歯の質を強くする
(フッ化物利用)

フッ化物洗口(ブクブクうがい)
フッ化物配合歯磨剤
フッ化物塗布

細菌を減らす
(ミュータンス菌を減らす)

歯ブラシ
デンタルフロス

むし歯
予防

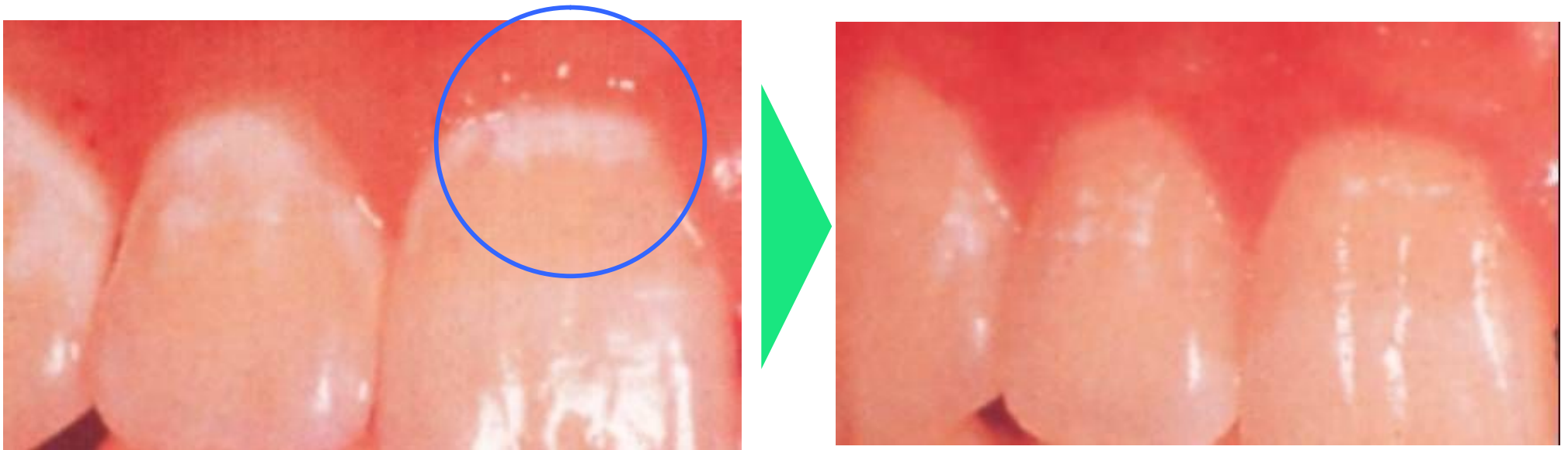
食生活に注意する
(砂糖を減らす)

砂糖含有甘味食品の摂取制限

フッ化物の効果

できはじめのむし歯

再石灰化による修復

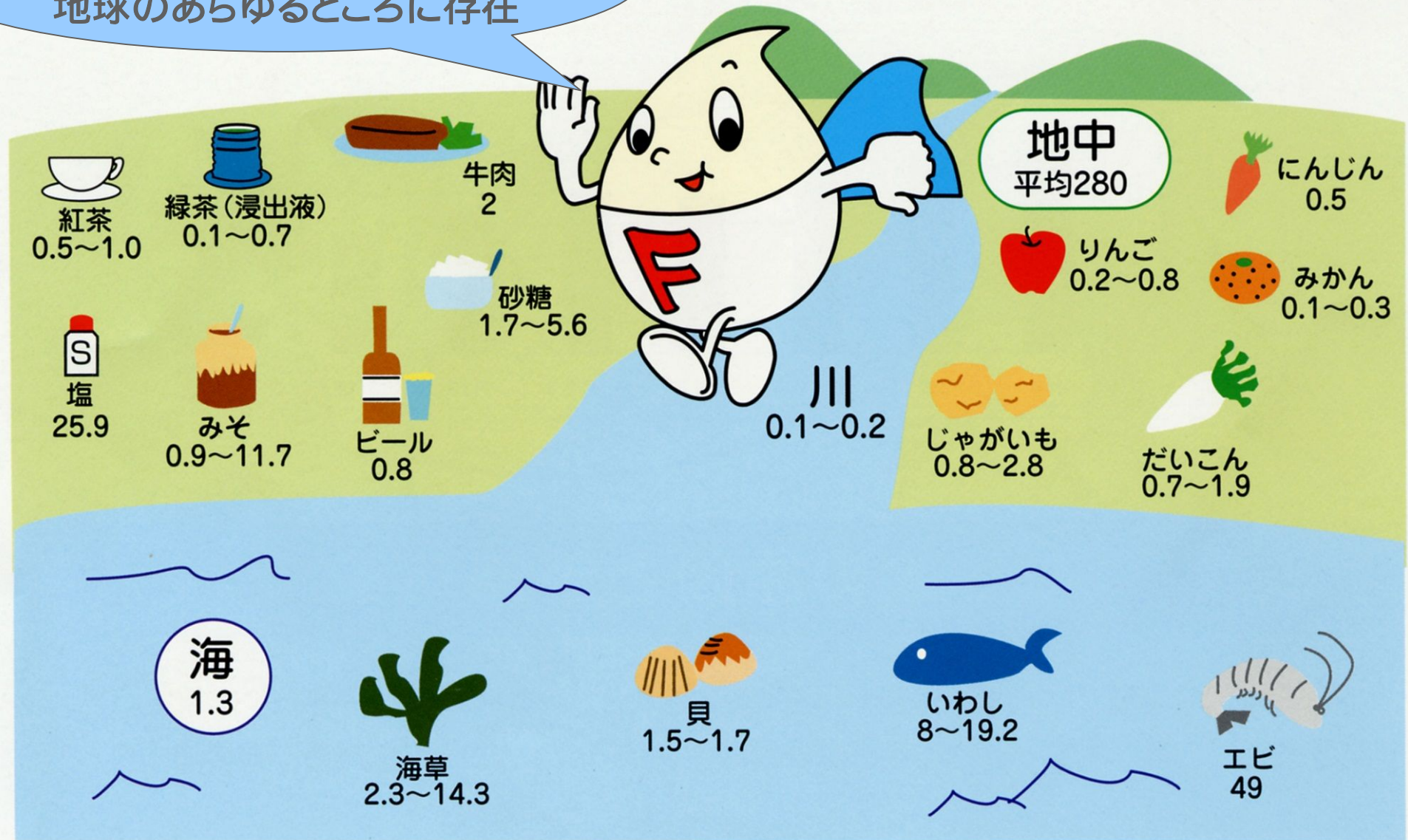


**できはじめのむし歯は
唾液とフッ化物で元に戻ります！！**

フッ化物の知識

フッ素は天然に存在
地球のあらゆる場所に存在

(単位 : ppm)



Q:WHOは「6歳以下の子どもへのフッ化物洗口はやってはいけない」としているのでは？

WHOは正確には、「水道水フッ化物濃度調整が実施されている地域において未就学の幼児がフッ化物洗口溶液の全量を飲み込み続けた場合に、歯の形成時期と重なっていると歯のフッ素症の発生が誘発される可能性がある」と述べています

6歳未満の幼稚園・保育園児のフッ化物洗口法は、第一大臼歯のむし歯予防に大きな効果があります。第一大臼歯は最も大切な歯ですが、とてもむし歯になりやすい歯です

日本では水道水フッ化物濃度調整は行われておらず、フッ化物の入っていない普通の水の練習でブクブクうがいができることを確認しているため、フッ化物洗口を実施してもフッ化物摂取が過量になることはありません。日本では4歳から15歳まで行うことが最も望ましいと結論が出ています

Q. 洗口という医療行為は集団でやるべきでない のでは？

フッ化物洗口は医療行為ではありません。学校保健安全法には学校保健に関わるものの職務として健診、健診後の事後措置、保健指導、相談、計画立案等が掲げられています。フッ化物洗口は事後措置の中に含まれる予防処置です。フッ化物の入った水を養護教諭がつけることができ、学校現場で行うことができると国会答弁がありました。

内閣総理大臣 中曽根康弘

フッ素の安全性に関する質問に対する答弁書第102回衆議院会議録第12号昭和60年3月1日

~~フッ化物洗口は医療行為である~~

Q:フッ化物応用と、癌やその他の病気・アレルギーなどとの関連は？

フッ化物を長年にわたり、過料に摂っていると、歯のフッ素症、骨フッ素症が起きてくる可能性があります。が、むし歯の予防に使用する量では起こりません。さらに、WHOをはじめ米国国立がん研究所、英国王立医学協会など多くの国の医学専門機関が、くり返し、多くの調査を行い、いかなる部分の病気についても影響を与えないと結論をだしています。また、妊娠にも胎児にも影響はありません。

むし歯予防に用いるフッ化物でアレルギーやアトピーの反応が出ることはありません。安全で安心です。

Q: フッ化物洗口によって歯のフッ素症は発現するのかな？

日本では洗口液のフッ化物量を低く抑えているので、フッ化物洗口によって歯のフッ素症は発現しません

歯のフッ素症とは、歯のエナメル質表面に白斑や縞状の白濁部が散在するような状態をいい、顎の骨の中で歯がつくられている時期に、高濃度のフッ化物を大量に長期間摂取することで現れてくることがあります

顎の骨の中で永久歯の表面ができあがる時期と、洗口の時期はズレています

国の内外を問わず、実際の調査でもフッ化物洗口で歯のフッ素症が発現したとする報告はありません

骨のフッ素症はさらに高濃度のフッ素を長年とっていた場合起こりうるので、洗口によって歯のフッ素症・骨のフッ素症ができることはない結論が出ています

Q. フッ化物という薬に頼るのではなく、歯磨きと甘味制限という安全で基本的な手段でむし歯予防をすべきでは？

むし歯予防の基本は歯磨き・甘み制限・フッ化物応用の組合せであり、三つそろってこそむし歯予防の基本が成り立ちます。歯磨きはむし歯の原因である歯垢を機械的に除去し、甘味制限は、口腔細菌の食べ物である砂糖を制限して、歯垢の形成や歯垢の中でつくられる酸の量を抑えます。フッ化物は再石灰化、歯質強化という歯そのものに対する直接的対策です。

歯磨きが本当に安全か？、歯ブラシで口の中を突っつく危険性は？むし歯予防のためにストレスを感じながらの食事のコントロールは続くでしょうか？そもそも砂糖でなくても飲食すればむし歯菌の栄養は入ってきます。でも、歯ブラシの使用をためらったり、甘味制限は行わないほうが良いという人はいません。フッ化物についても十分に研究され、安全性の確立された予防手段です。

Q: フッ化物応用について学会でも賛否両論があるあいだは、「疑わしきは使用せず」の原則で実施を見合わせるべきでは？

フッ化物応用について反対の発言、意見があることは事実であるが、わが国をはじめ国際的に広く認められた科学的根拠に基づく結論は賛成であり、反対についての理論的な結論は存在しません

根拠のある反対論は存在せず、適切な賛否両論という状況ではありません

「疑わしきは使用せず」といういい方は、刑事訴訟法の「疑わしきは罰せず」を転用したもので、たんなる語呂合わせであり、私たちの生活でこのようないいまわしを原則とはしていません
WHO・FDI(世界歯科連盟)・世界各国公的研究医療機関・厚生労働省・日本歯科医師会も推進している

Q: 各自が家庭で気をつければよいことではないか？

個人的におこなって期待どおりの成果があげられる人も確かにいるでしょうが、きわめてまれな恵まれた環境・条件の人で、多くの人にとっては正しい歯磨きでも実際には継続が困難であることが多いのです

同じ時期に生まれ、同じ地域に住む子ども達の健康の格差は可能な限り解消していくべきです

フッ化物応用はこの健康格差をなくすのに最も大きな効果をもたらします。フッ化物洗口を学校保健の一環として位置づければ、むし歯予防の成果をあげることは明らかであり、学校の主目的である教育の環境を支えることにつながっていきます

歯が健康な方がよいことは十分わかっています。でも家族が多くて年齢が小さい子どものむし歯予防にまで注意が行き渡らないのが現実です。何とかならないのでしょうか。親の私がダメなののでしょうか。私がもっとがんばらなければならぬのでしょうか。(保護者アンケートから)

フッ化物応用: 多すぎると?

- 慢性
 - 歯のフッ素症(斑状歯)
 - 骨フッ素症(骨硬化症)
- 急性
 - 急性中毒

水だって・・・
塩だって・・・
同じだね

しかし、むし歯の予防に用いる量では
すべておこりません = むし歯予防では害がない

いつも
まわり
に在る
物だよ

~~フッ素のようなものを使っなんて~~

毎日食
べたり飲
んだりし
てるよ

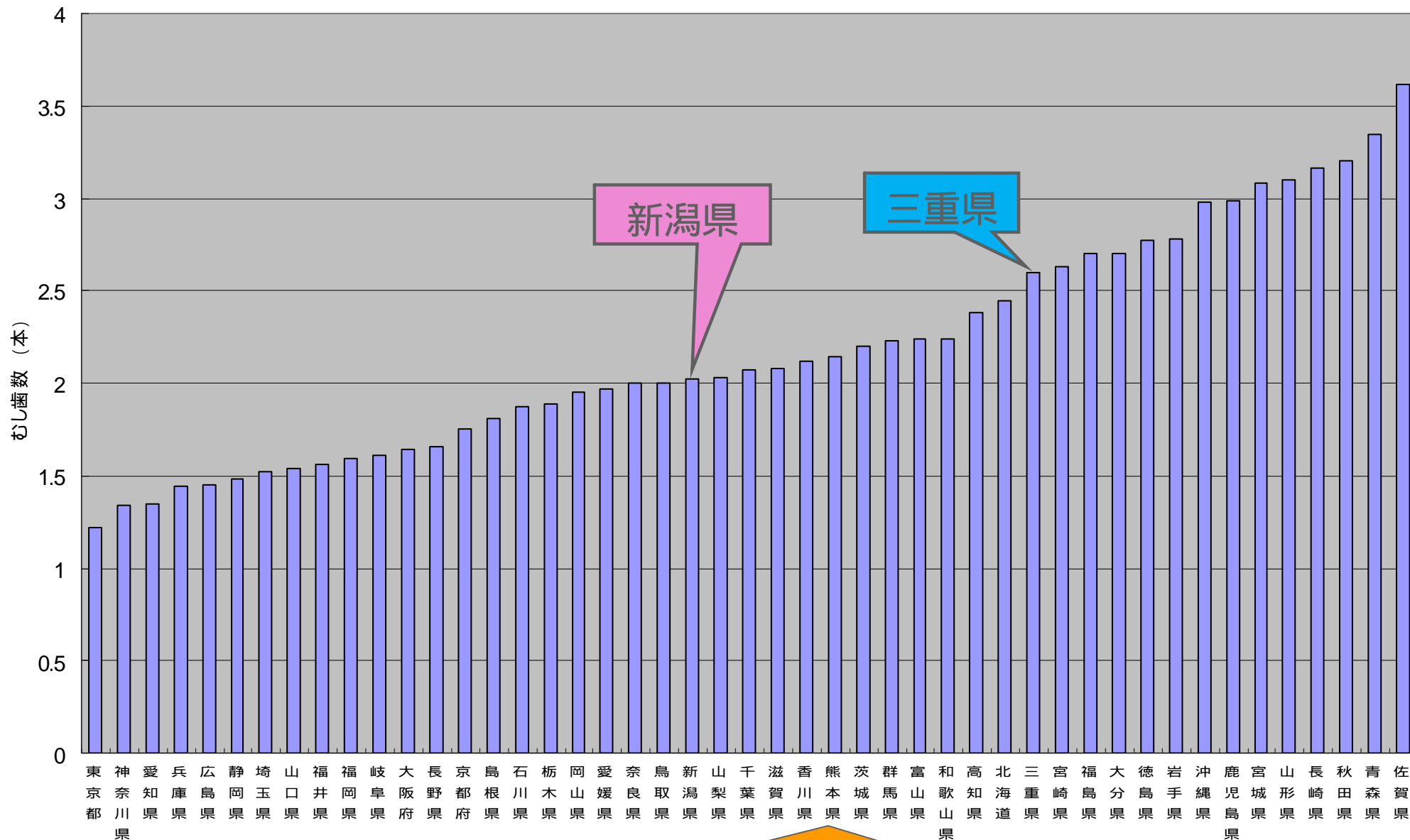
不安、心配、疑問、反対には

日本歯科医師会ホームページ
NPO法人日本むし歯予防フッ素推進会議
ホームページ
北海道子どもの歯を守る会のホームページ
8020財団ホームページ
日本歯科医学会ホームページ等々...

既に安全との結論がでてきている

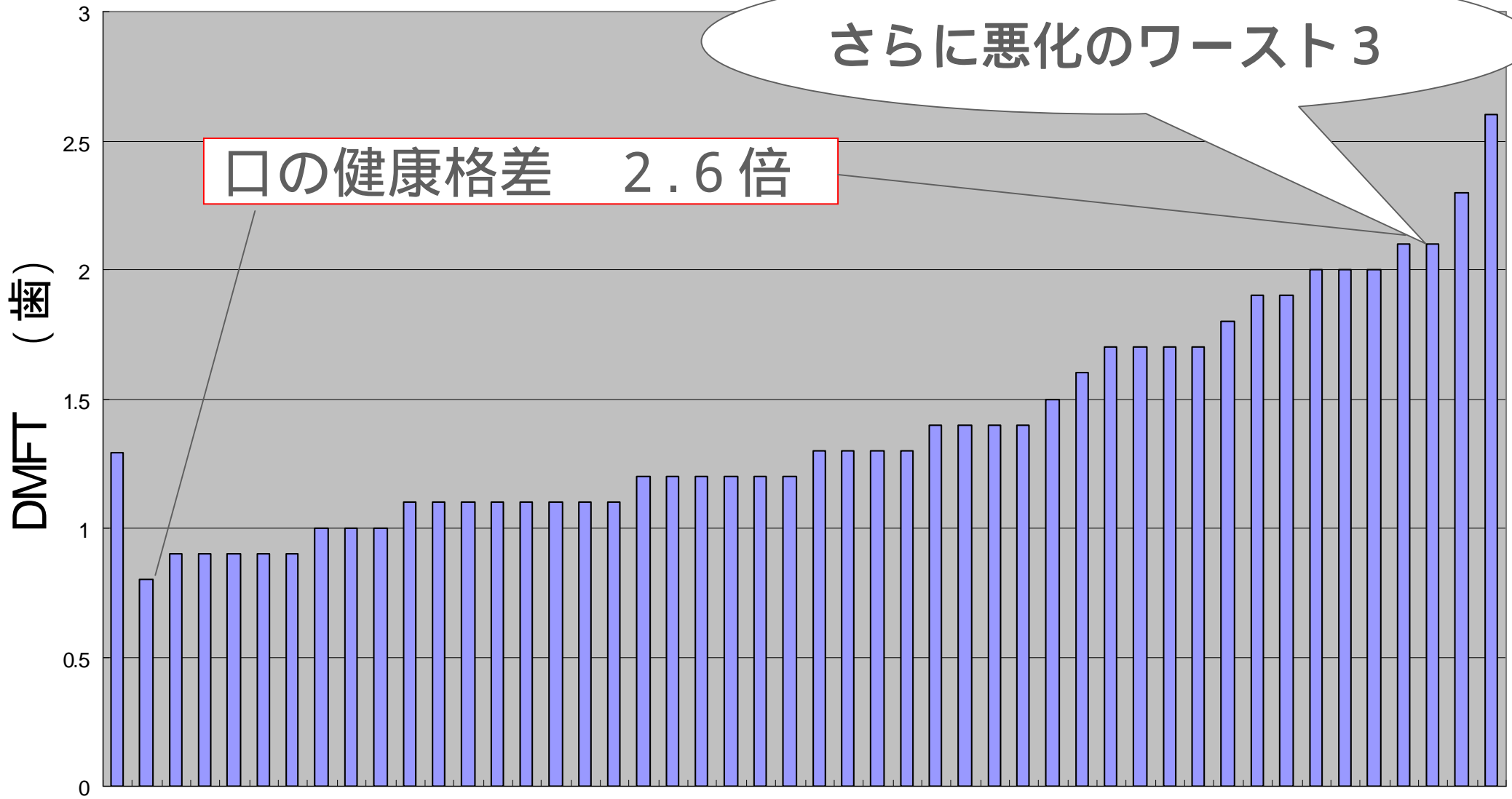
つまり、反対の意見、惑わすような発言は、
結論が出て解決しているにもかかわらず同
じ言葉同じ内容を繰り返しているだけです

平成9年度 3歳児健診 1人平均むし歯数



この子どもたちの9年後

平成22年度12歳児DMFT



全 新 神 岐 愛 岡 廣 埼 静 佐 山 東 富 長 京 大 山 香 岩 千 滋 兵 鳥 愛 群 奈 和 高 栃 島 徳 長 福 茨 青 福 石 鹿 山 秋 宮 福 熊 大 宮 三 北 沖

奈

歌

児

海

国 潟 川 阜 知 山 島 玉 岡 賀 形 京 山 野 都 阪 口 川 手 葉 賀 庫 取 媛 馬 良 山 知 木 根 島 崎 岡 城 森 島 川 島 梨 田 崎 井 本 分 城 重 道 縄



東海4県のフッ化物洗口実態調査

	平成14年		平成16年		平成18年		平成20年		平成22年	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
岐阜	23	3,232	37	4,448	127	25,627	135	24,868	175	28,929
愛知	108	16,720	311	41,882	496	68,803	566	92,650	666	109,390
静岡	172	21,278	322	30,663	456	36,478	501	39,837	528	40,694
三重	1	24	3	135	12	297	38	1,494	45	1,727

フッ化物洗口の普及状況



集団フッ化物洗口実態調査
調査回別実施状況の推移 (1983-2010年)

フロリデーションを推奨する主な団体

WHO (世界保健機関)

FDI (国際歯科連盟)

ORCA (欧州う蝕研究協議会) **IADR** (国際歯学研究学会)

米 国：公衆衛生局，国立衛生研究所，防疫予防センター，国立癌研究所，環境庁，食品医薬品局，医師会，歯科医師会，小児科学会，公衆衛生学会，栄養士会，歯科衛生士会，看護協会，水道協会，他

英 国：保健省，王立医学協会，医師会，歯科医師会

カナダ：厚生省，医師会，歯科医師会

アイルランド：歯科医師会， オーストラリア：歯科医師会，

ニュージーランド：歯科医師会

日 本：厚生労働省，日本歯科医師会，日本歯科医学会，日本口腔衛生学会



- [広場へ
TOP](#)
- [お口のトラブルと治療
TROUBLE & TREATMENT](#)
- [病気予防とケア
PREVENT & CARE](#)
- [お口の仕組み
STRUCTURE](#)
- [お口の機能
FUNCTION](#)
- [全身との関わり
RELATION](#)
- [雑学いろいろ
KNOWLEDGE](#)

[広場へ](#) > [病気予防とケア](#)

キーワードで調べる
KEYWORD SEARCH

- ▶ [家庭でする「セルフケア」](#)
- ▶ [ママと子どものホームケア](#)
- ▶ [歯医者さんでする「プロケア」](#)
- ▶ [検査](#)
- ▶ [フッ化物](#)

フッ化物

病気予防とケア PREVENT & CARE



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21

▶ 『口腔保健とフッ化物の応用』 はじめに

皆さんは「むし歯予防のためのフッ素」についてはどこかで聞いたことがあると思います。保健所などで幼児がフッ素を歯に塗ってもらう(フッ化物歯面塗布)とか、地域によっては保育園や幼稚園、または小中学校でフッ素の水溶液でぶくぶくうがい(フッ化物洗口)をしているとか、外国では水道水のフッ素濃度を調節している(水道水フロリデーション、水道水フッ化物濃度調

http://www.jda.or.jp/park/prevent/index05.html

シング

なしてフッ素を多く含む天然の飲料水で育つこたの歯に、白い斑点や褐色の斑がは
 歯(歯のフッ素症)が現われることがあるということも聞いたことがあ

<http://www.nponitif.jp/>

NPO法人

日本むし歯予防フッ素推進会議

大学歯学部
歯科大学が
管理運営して
いる

09699

* 一般には「フッ素」という言葉が使用されていますが、むし歯予防の場合には、正しくは「フッ化物」です。
「フッ素」で検索するとフッ素樹脂加工などのむし歯予防とは関係がない項目が多くヒットされますので、むし歯予防の「フッ素」をお知りになりたい場合には「フッ化物」で検索することをお勧めいたします。

NPOBF会議紹介

NPO法人としての
活動内容をご紹介します。

ポスターの販売・貸出し

フッ化物に関する
ポスターを販売・
貸出ししています。

入会申込
はこちらへ



TOPIC

NEW!!

[大分県歯科医師会ホームページフッ素Q&A](#)

NEW!!

[第31回むし歯予防
全国大会記録集](#)

NEW!!

[水道水フロリデーション
ポスター販売!!](#)

[フッ化物配合歯磨剤の
シェア89%に!!](#)

[水道水フロリデーション
キャラクター、キャッチフ
レーズ決定!!](#)

[フッ化物Q & Aを追加
なぜ新潟県はむし歯
が少ない?](#)

[保健師ジャーナルにフ
ッ化物応用について掲
載](#)

NPOBF研修セミナー

NPOBF会議が開催す
るセミナー情報です。

フッ化物Q&A

フッ化物についてや、
フッ化物応用について
のQ&Aが掲載されて
います。

フッ化物データ集

フロリデーション 自然から学んだむし歯予防



水道水フロリデーションキャラクター、

http://www.geocities.jp/newpublichealthmovement/savehechidrenstoothhokkaido/link.html



北海道子供の歯を守る会 公式ウェブサイト

世界保健機関(WHO)、国際歯科学会(FDI)と共に歩む
北海道子供の歯を守る会公式ウェブサイトへようこそ！

もくじ

[ニュースと活動報告](#)

[活動方針](#)

[組織について・入会案内](#)

[歯の健康情報と外部リンク](#)

見出し

[特集 歯を守る](#)

[Dental Health](#)

[子供のむし歯を放置することは児童虐待](#)

[WHOが歯科疾患の子供](#)

このサイトでは、北海道子供の歯を守る会の

- ・ニュースと活動報告、今後の予定
- ・活動方針
- ・組織について、入会案内
- ・歯の健康情報と外部リンク

などを公開しております

歯の健康情報と外部リンク

こちらには、歯の健康情報と[外部リンク](#)があります。

特集 歯を守る

子供のむし歯を放置することは児童虐待

昨今、小中学校でのいじめの問題が深刻化しています。また、家庭では児童虐待の問題が増加しています。虐待の種類には、身体的な虐待、ネグレクト(育児放棄・放置)、心理的虐待、性的虐待があり、その半分はネグレクト(育児放棄・放置)です。



80歳になっても自分の歯を20本以上保とう

トップページ | リンク

Q サイト内検索 検索

8020推進財団について ABOUT US	歯とお口の健康情報 INFORMATION	歯のマメ知識 KNOWLEGDE	歯とお口の健康小冊子 MAGAZINE	口腔ケア CARE	8020調査・研究事業 8020RESEACH	データバンク DATA BANK
--------------------------	--------------------------	---------------------	------------------------	--------------	----------------------------	---------------------

トップページ > データバンク

データバンク
DATA BANK

データバンク DATA BANK



地域歯科保健データバンク

歯科保険に関する様々な情報を収集。
ユーザーがお持ちの情報を直接アップロードできます。

各種数値データ、法令・通知、歯科保健事業の事例、
保健教育資料・媒体、ガイドライン、調査研究の事例 など

「健康日本21・歯の健康」データバンク

う蝕、歯周病、口腔の健康とQOL/ADLに関する統計情報を掲載。
ユーザーがweb上から直接データを提供(アップロード)できます。

- ・フッ化物(塗布、洗口、歯磨剤)の利用
- ・80(60)歳で20(24)歯以上の歯を有する者の割合

http://www.pref.nagasaki.jp/kenko21/dental/fusso/fsiryo1.htm

「フッ化物応用についての総合的な見解」

※平成11年11月1日に医療環境問題検討委員会フッ化物検討部会が日本歯科医学会会長へ答申した内容の全文

はじめに

日本歯科医学会医療問題検討委員会フッ化物検討部会は日本歯科医学会齊藤毅会長の要請を受け、平成10年1月22日、第一回の委員会が開催された。以来、平成11年10月8日までに9回の会議を開催し、「フッ化物応用についての総合的な見解」をまとめるべく検討を重ねてきた。まず、齊藤会長より本部会の設立に至った経緯の説明を受け、日本歯科医学会としてフッ化物応用についての見解をまとめることが極めて重要であるとの認識に基づき、フッ化物応用のこれまでの経緯と現状、さらにその効用、安全性、作用機序に関する科学的な情報を収集、整理することを目標として活動し、平成11年5月に中間答申を提出した。

本部会は、この中間答申を骨子として、さらに検討を重ねた結果、齲蝕予防を目的としたフッ化物の応用は、わが国における地域口腔保健向上への極めて重要な課題であることをあらためて確認した。また、その膨大な研究情報を基にその有効性と安全性が確認された。

こうした状況に鑑み、日本歯科医学会医療環境問題検討委員会フッ化物検討部会は、以下の2点の推奨を結論とする最終答申を提出することになった。すなわち、①国民の口腔保健向上のためフッ化物の応用を推奨すること、②わが国におけるフッ化物の適正摂取量を確定するための研究の推進を奨励すること、である。新たな世紀を迎えるにあたって、本フッ化物検討部会は、わが国における今後の重要な課題として、Evidence-Based Medicine および Evidence-Based Oral Health Care に基づいたフッ化物応用の推進を提言する。本答申がこうした問題提起の第1歩となり、口腔保健医療専門職のフッ化物応用の推進に対する合意の形成と確立を図り、フッ化物応用による口腔保健の達成を現実のものとし、ひろく国民の健康の保持増進に貢献できることを期待する。

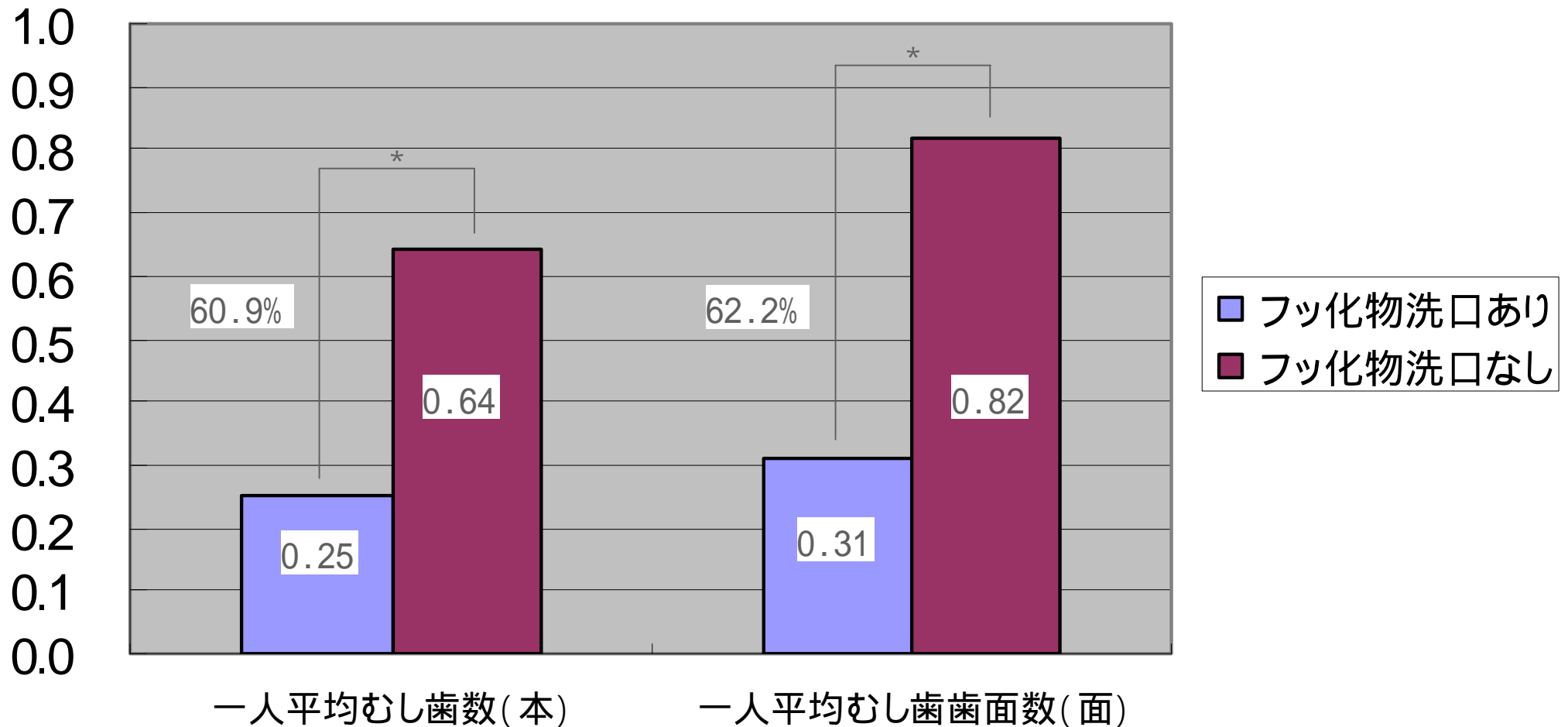
目次

日本歯科医学会: 歯科医学会の最高位に位置する組織

[□要約](#)

1. 口腔保健とフッ化物応用

フッ化物洗口あり・なしによるむし歯経験の状況



志摩市磯部町の平成17年度小1、2年生は、入学前にフッ化物洗口を保育所では希望者に対して実施していたが、幼稚園では実施していなかった。学校歯科検診で比較したところ、明らかな差が認められ、統計学的にも有意であった。

洗口した後、口の中に残るフッ化物の量は

お茶、紅茶、ウーロン茶を
カップ1～2杯(約200ml)飲んだとき
に
摂取するフッ化物量

と同じ

約 0.2 mg



- ・もし、飲んでしまってもイワシー匹分のフッ化物量です。(1.75mg)
- ・ブクブクうがいの練習をしてから、開始します。
- ・参加希望をとります。強制ではありません。

フッ化物洗口法(集団)の利点

対象者が多い

1 施設中の希望者で実施することによって、多くの人数が対象者となる

う蝕予防効果が高く、費用も安い

集団で行うので、継続性が高く、費用も、個人と比較して少なくてすむ

また、予防できない家庭環境にある子どもを社会で守ることになる(例:育児不安・家族の状況・就労状況)

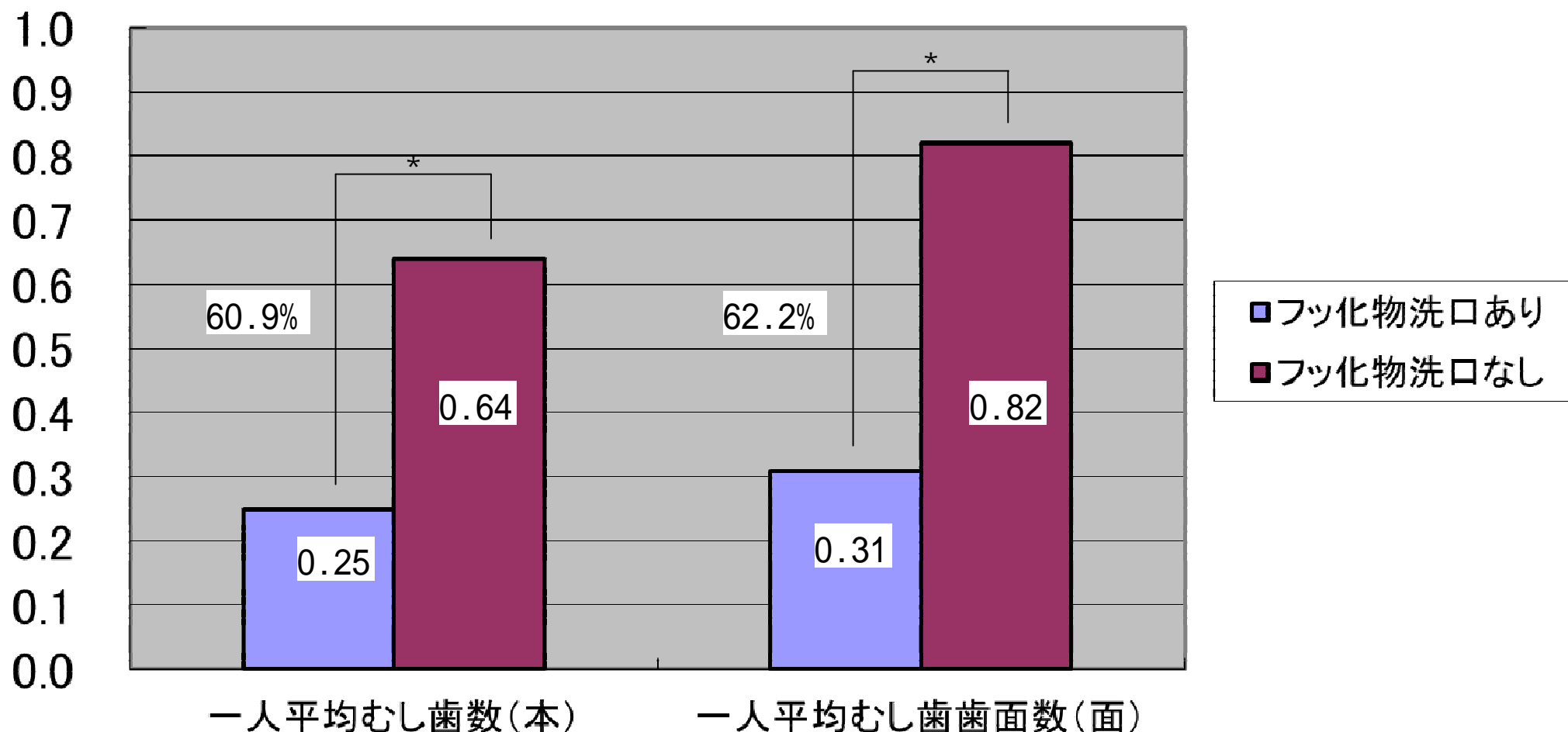
市保健センター

歯医者さん

保育所・幼稚園

フッ化物洗口あり・なしによるむし歯経験の状況

志摩市資料4



志摩市磯部町の平成17年度小1、2年生は、入学前にフッ化物洗口を保育所では希望者に対して実施していたが、幼稚園では実施していなかった。学校歯科検診で比較したところ、明らかな差が認められ、統計学的にも有意であった。

学校でのフッ化物応用の基本的考え方(P138)

学校でのフッ化物の活用については、子供がフッ化物の効果などについて学習し、フッ化物配合歯磨剤を自分で選択し活用できるようにすることが基本。

フッ化物洗口法が子供の実態等により必要とされる場合には、学校歯科医の管理と指導の下に、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得てから手順を踏んで実施。厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」を参考に慎重かつ適正に行う必要があります。

むし歯の発生

フッ化物が作用する促進

裂溝・歯面では

再石灰化 → 脱灰

←

繰り返されている。

歯面が清掃されると
唾液により修復

歯の表面に
歯垢が堆積

歯をだしちやダメだよ

つば (唾液)

歯の表面

カルシウムをもどそう

CO

修復されている

宮城県 浅沼慎先生のご好意による

フッ化物は自然の栄養素

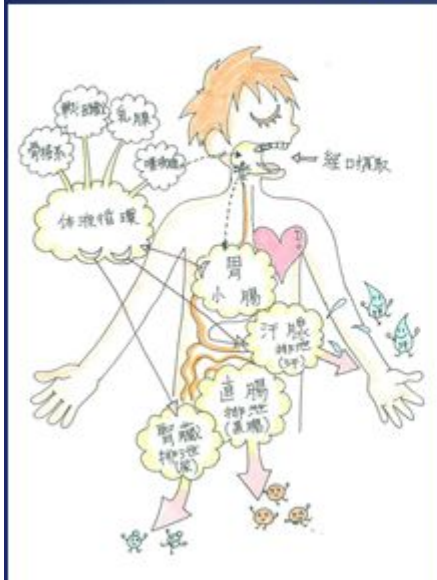
フッ化物の入っていない物は地球上にない。

いろいろな食品の中にも含まれるフッ素の量

紅茶	0.5-1.0ppm	ビール	0.8ppm	緑茶	0.1-0.7ppm	牛肉	2ppm
塩	25.9ppm	エビ	4.9ppm	海水	1.3ppm	みかん	0.1-0.3ppm
イワシ	8-19.2ppm	海苔	2.3-14.3ppm	海苔	1.5-1.7ppm	りんご	0.2-0.8ppm
じゃがいも	0.8-2.8ppm	だいこん	0.7-1.9ppm	にんじん	0.9ppm	お茶のなか	280ppm

★どんな食べ物にも含まれている 「フッ素で健康づくり」より

無機フッ化物の代謝



経口摂取されたフッ化物

胃で早期にほとんど吸収される。

血液中に取り込まれ循環する。

骨などの硬組織に一部取り込まれる。

ほとんどは尿中に排泄される。

フッ化物の濃度と量

▷フッ化物の濃度、量から求められる使用量

フッ化物濃度 9000ppm 2ml 18mg

フッ化物濃度 1ppm 1l 1mg

フッ化物濃度 250ppm 7ml 1.75mg

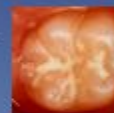
急性中毒量 2mg/kg

5歳児 18kg 36mg

250ppmの洗口液 20.57人分

次のむし歯予防方法のなかで、効果的なものから順に3つ選んでください。

1. 歯みがき
2. 砂糖摂取制限
3. 食事の管理
4. 糸ようじ
5. 定期健診
6. シーラント
7. フッ素入り歯磨剤
8. フッ素洗口
9. フッ素塗布
10. 水道水へのフッ化物添加
11. 代替甘味料を利用する。(キシリトールなど)



効果的と思われるむし歯予防法

N=455	むし歯予防法	歯科医	N=1013	むし歯予防法	小・中養護教諭
1位	歯みがき	89.2%	1位	歯みがき	92.5%
2位	定期歯科健診	44.2%	2位	定期歯科健診	59.0%
3位	フッ化物歯面塗布	29.2%	3位	フッ化物歯面塗布	33.4%
N=332	むし歯予防法	保育園	N=76	むし歯予防法	幼稚園
1位	歯みがき	95.8%	1位	歯みがき	91.1%
2位	定期歯科健診	63.9%	2位	定期歯科健診	63.3%
3位	フッ化物歯面塗布	35.5%	3位	食事バランス	31.1%

岐阜県2003年12月

世界の専門家に聞きました

30年前に比べてう蝕が少なくなった理由は何ですか



砂糖の摂取制限をしたから



フッ素コントロールをしたから

Brathall D ら、1996

世界の専門家に聞きました

30年前に比べてう蝕が少なくなった理由は何ですか

フッ素化をしていない国



フッ素入り歯磨き剤を使ったから

フッ素化をしている国



水道水をフッ素化したから

Brathall D ら、1996

米国・予防医療研究班による う蝕予防のガイドライン

予防方法		証拠の質	勧告の強さ	
フッ化物*	全身 応用	フロリデーション, フッ化物塗剤(6~16歳児)	II -1 I	A
	局所 応用	フッ化物洗口, フッ化物配合歯磨剤 フッ化物歯面塗布	I	A
シーラント**		I	A	
食事の** コントロール	甘いものを控える	II -1	A	
	就寝時の哺乳びん使用を控える	III	B	
個人的な歯科衛生(フッ化物非配合歯磨剤, フロス)**		III	C	
定期歯科検診**		III	C	

*: 米国におけるう蝕予防とコントロールのためのフッ化物応用に関する推奨 p.44 口腔保健協会 2001

** : 米国予防医療実践ガイドライン 1993

フィンランドのむし歯が減少した理由

わが国でも有名になったフィンランドのヨルマ・ヨケラ先生は「フィンランドでむし歯が劇的に減少したのはフッ化物の適切な応用が一番で、成功の60%はフッ素の利用によるものである。30%はキシリトールを含めた食事指導で、残りの10%は歯磨きでしょう。」と述べています。そして現在では、トゥルク・キシリトール研究の結果を受け、フィンランド歯科医師会がしっかりとした基準を設けてキシリトール製品の推奨を行い、むし歯予防効果を高める追加型のむし歯予防法として普及させています。従って、キシリトールがむし歯予防の主役になったというものではありません。

質問

3 新潟県教育委員会教育長は、「この事業（フッ素洗口事業）を実施する場合、学校においては保健管理の一環として位置づけ、学校長、学校歯科医、学校薬剤師、保健者等と十分協議連絡し理解を得た上で実施すること」と、市町村教育委員会教育長あて通知の中で述べている。

① フッ素洗口が各学校において実施されるべきとき、「保健管理の一環として」として位置づけられることのできる法的根拠を、お示し下さい。

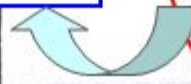
② 新潟県教育委員会教育長が、「学校においては保健管理の一環として」として位置づけられることのできる法的根拠を、お示し下さい。

答弁

七の三の①について
学校におけるフッ化物水溶液による洗口は、学校保健法第二条に規定する学校保健安全計画に位置づけられ、学校における保健管理の一環として実施されているものである。

学校におけるフッ化物水溶液による洗口は、学校保健法第二条に規程する学校保健安全計画に位置づけられ、学校における**保健管理の一環**として実施されているものである。

に当たつていて不安を保護者に対しその力を求めた



質問

3 新潟県教育委員会教育長は、「この事業（フッ素洗口事業）を実施する場合、学校においては保健管理の一環として位置づけ、学校長、学校歯科医、学校薬剤師、保健者等と十分協議連絡し理解を得た上で実施すること」と、市町村教育委員会教育長あて通知の中で述べている。

① フッ素洗口が各学校において実施されるべきとき、「保健管理の一環として」として位置づけられることのできる法的根拠を、お示し下さい。

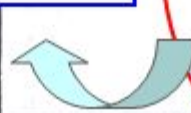
② 新潟県教育委員会教育長が、「学校においては保健管理の一環として」として位置づけられることのできる法的根拠を、お示し下さい。

答弁

七の三の①について
学校におけるフッ化物水溶液による洗口は、学校保健法第二条に規定する学校保健安全計画に位置づけられ、学校における保健管理の一環として実施されているものである。

学校におけるフッ化物水溶液による洗口は、学校保健法第二条に規程する学校保健安全計画に位置づけられ、学校における**保健管理の一環**として実施されているものである。

実施に当たつていて不安を保護者に対しその力を求めた



質問

8 学校の養護教員が、フッ化ナトリウムを薬劑師・医師・歯科医師から計量してもらい、学校においてポリタンク等に調合する行為は、適法行為かどうか、政府の見解を示されたい。

9 一般に劇薬指定された薬から普通薬を作る行為は、いかなる資格又は免許・許可された者が行うことができるのか、法的根拠を含めて政府の見解を示されたい。

答弁

七の答に引き続き、劇薬から劇薬でない医薬品を薬として製造するには、薬事法に基づく製造業の許可が必要である。しかし、学校の養護教員がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は、薬事法及び薬劑師法に抵触するものではない。

劇薬から劇薬でない医薬品を薬として製造するには、薬事法に基づく製造業の許可が必要である。しかし、学校の養護教員がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は、薬事法及び薬劑師法に抵触するものではない。

公衆衛生的にフッ化物洗口法がなぜ推進されるか？

▷フッ化物洗口法

方法が簡単(ぶくぶくうがい)

コストが安価(年間 12円ー480円)

確実な効果(各地からの報告)

学校で集団で行うことにより確実に行える。

視察概要

日時:平成20年10月23日(木)

平成22年2月19日(金)

研修場所:岐阜県瑞穂市穂積小学校

研修内容:校内見学(保健室、歯みがき・フッ化物洗口の様子等)

穂積小学校の歯科保健活動の紹介 養護教諭

講演「フッ化物応用の全国的な動き」

朝日大学歯学部口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野

磯崎 篤則 教授













平成 24 年 1 月 16 日

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）素案（検討案）

第 1 章 総則

（目的）

A 案

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に基づき、歯と口腔の健康づくりが、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、歯科疾患を早期に発見して健康増進につなげ、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持及び向上の推進に関する基本理念を定め、県等の責務と役割を明らかにし、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もってすべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（歯科疾患を早期に発見して健康増進につなげ を強調）

B 案

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に基づき、歯と口腔の健康づくりが、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めるとともに、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持及び向上の推進に関する基本理念を定め、県等の責務と役割を明らかにし、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もってすべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（県民自らが歯と口腔の健康に努める を強調）

（基本理念）

A 案【各号を列記する形で規定】

第 2 条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むこと。
- 二 すべての県民が、生涯を通じて、80 歳で自分の歯を 20 本以上保つ運動（以下「8020 運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の検診及び保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。

三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

B案【一つの条文で規定】

第2条 歯と口腔の健康づくりは、県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むこととともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進することにより、すべての県民が、生涯を通じて、80歳で自分の歯を20本以上保つ運動（以下「8020運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の検診並びに保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

第2章 各主体の責務

（県の責務）

第3条 県は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、及び正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層及び心身の状況等に応じて、歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）医療、及び保健指導（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくり及び歯科疾患の予防に取り組むよう努めるものとする。

（歯科医療関係者の責務）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療に係る者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との有機的な連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

第3章 各主体間の協力、調整

（市町との連携、協力等）

第6条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町との連携、協力及び調整に努めるものとする。

(市町への支援等)

第7条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は8020運動を推進しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的な支援を行うものとする。

第4章 各主体の役割

(市町の役割)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)、健康増進法(平成14年法律第103号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)その他歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づき歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の役割)

第9条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等は基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりの推進及び他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携を図り、並びに協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等は、県民の正しい生活習慣の教育と食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

第5章 基本的施策

(基本的施策)

第11条 県は、効果的な歯科保健医療対策の推進を図るため、次の各号に掲げる施策を講じるよう努めるものとする。

一 すべての県民が、生涯を通じて、定期的に歯科検診等を受けられる環境の

整備に関すること。

二 障がい者、介護を必要とする者、その他定期的に歯科検診や診療を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が定期的に歯科検診や診療を受けられる環境の整備に関すること。

三 中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件に恵まれず、歯科医療等を受けることが困難な地域をいう。)における歯と口腔に関する保健医療サービスの確保に関すること。

【第四号 A 案】

四 保育所及び幼稚園、小学校、中学校その他の学校におけるフッ化物洗口の推進など科学的根拠に基づく、う蝕予防対策の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に関すること。

【第四号 B 案】

四 保育所及び幼稚園、小学校、中学校その他の学校におけるフッ化物洗口やブラッシング指導、緑茶うがいの強化その他の効果的な歯科保健対策の推進に関すること。

【第四号 C 案】

四 市町等が保育所及び幼稚園、小学校、中学校その他の学校がフッ化物洗口を実施する場合における、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 5 条の規定による学校保健計画又はこれに準ずる計画の策定等に対する助言に関すること。

五 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 5 条に基づく児童虐待の早期発見等に関すること。

六 歯周病のり患率が高まる成人期における歯周病の予防対策の推進に関すること。

七 市町等関係機関と連携し、平時における災害に備えた歯科医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。

八 歯と口腔の健康づくりに携わる者の人材育成並びに確保及び資質の向上に関する施策の推進に関すること。

九 歯と口腔の健康づくりに関する定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究の推進に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策の推進に関すること。

第6章 計画

(計画)

第12条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会等の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第7章 調査

(調査)

第13条 知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、概ね5年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態調査を行うものとする。

2 知事は、前項の実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、その結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進並びに基本計画の策定及び見直しに反映させるものとする。

第8章 財政措置等

(財政措置等)

第14条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第9章 その他

(いい歯の日及び8020推進週間)

第15条 県は、歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりへの取組が積極的に行われるよう、毎年11月8日を「いい歯の日」と定めるとともに、11月8日から同月14日までを「8020推進週間」とする。

附 則

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開（案）

第1回検討会	9月22日		
第2回検討会	10月13日	国及び本県の現状と課題	歯科保健に係る現状認識
第3回検討会	11月8日	条例の目的及び基本理念	
第4回検討会	12月19日	条例の目的及び基本理念	各条項の検討
第5回検討会	1月5日	条例素案について検討	
		1/6～1/15 会派検討（参考…1/10 全員協議会）	
第6回検討会	1月16日	参考人招致	条例素案について検討
		1/17～1/30 会派検討（参考…1/25 トップセミナー）	
第7回検討会	1月31日	条例中間案の検討（中間案の完成）	
パブリックコメント	2月2～15日	県議会HPで掲載	
		（市町、学校、歯科医師会等を通じて周知・実施）	
第8回検討会	2月21日	条例中間案の修正	パブリック意見に対応した条例案の検討
	（2月13日は延期）		
全員協議会	2月23日	条例中間案の報告（意見交換）…一般質問	
第9回検討会	2月27日	全員協議会での意見を受けて検討	
条例最終案	2月末～	代表者会議(未定)へ報告	議会運営委員会（未定）
		（2/28～3/1で設定）	
本会議	追加議案上程 3/2	委員会審査 3/7	本会議採決 3/19

総則

目的(第1条)

歯科口腔保健推進法に基づき
 (歯・口腔の健康が)県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ
 基本理念を定め(歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持及び向上の推進に関する)
 県等の責務と役割を明らかにし 県施策の基本的な事項を定め
 施策を総合的かつ効果的に推進し もって、県民の生涯にわたる健康増進に寄与

基本理念(第2条)

歯・口腔の健康づくり推進に関する施策は、次の事項を基本理念として行わなければならない。
 県民一人一人が自ら歯・口腔の健康づくりに取り組む
 すべての県民が生涯を通じて8020運動の意義を踏まえて、歯・口腔の検診や保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進
 関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進

第2章 各主体の責務

県の責務(第3条)

・施策を総合的に策定・実施する

県民の責務(第4条)

・自ら進んで全身の健康の保持増進のため、歯・口腔の健康に関心と理解を深め正しい知識を持つ
 ・歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯・口腔の健康づくりと歯科疾患の予防に取り組む
 歯科医療関係者の責務(第5条)(歯科医師 歯科衛生士 歯科技工士等)
 ・県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進施策に協力する
 ・関係機関等との有機的な連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供する

第3章 各主体間の協力、調整

市町との連携、協力等(第6条)

・県が施策を策定・実施するに当たっては、市町との連携、協力、調整する

市町への支援等(第7条)

・市町が基本的計画を定め8020運動を推進する場合、県は求めに応じ情報提供や専門的支援を行う

第4章 各主体の役割

市町の役割(第8条)

・施策を継続的かつ効果的に推進する

保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の役割(第9条)

・歯・口腔の健康づくりの推進、他者が行う活動と連携、協力する
 ・県民の正しい生活習慣の教育、食育を推進する

事業者及び保険者の役割(第10条)

・事業者は、事業所で雇用する従業員の歯科検診等の機会を確保し、他者の取組を推進する
 ・保険者は、被保険者の歯科検診等の機会、その他の取組を推進する

第5章 基本的施策

効果的な歯科保健対策の推進等(第11条)

県は、効果的な歯科保健医療対策の推進を図るため、次の各号に掲げる施策を講じるよう努める

- 1 すべての県民が生涯を通じて、定期的に歯科検診等を受けられる環境の整備
- 2 障がい者、要介護者、その他定期的に歯科検診、診療を受けることが困難な者並びに妊産婦、乳幼児が定期的に歯科検診や診療を受けられる環境の整備
- 3 中山間地域等における歯・口腔保健医療サービスの確保
- 4 学校等におけるフッ化物洗口やブラッシング指導など効果的な歯科保健対策を推進
- 5 児童虐待の早期発見等(歯科医療関係者と協力)
- 6 成人期における歯周病の予防対策の推進(歯科医療関係者との連携)
- 7 平時における災害に備えた歯科医療体制の整備、災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保(市町等関係機関と連携)
- 8 人材育成、確保、資質向上に関する施策の推進
- 9 定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防・医療に関する研究の推進
- 10 その他、歯と口腔の健康づくりに必要な施策の推進

第6章 計画及び指針等

計画及び指針等(第12条)

・知事は、施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、基本的な計画を定める
 ・基本計画は、中長期的な目標、基本方針、施策の方向その他必要な事項を定める
 ・基本計画を定めるときは、予め三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経る
 ・同、県民の意見を反映する必要な措置を講じる
 ・毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告し、公表する
 ・基本計画の変更についても、県公衆衛生審議会及び県民の意見を聴取、反映する

第7章 調査

調査(第14条)

・施策を策定し評価するための基礎資料として、概ね5年ごとに歯科疾患の罹患状況の実態調査を行う
 ・調査結果を公表し、その結果を検証のうえ施策の推進、基本計画の策定・見直しに反映させる

第8章 財政措置

口財政措置(第14条)

・施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる

第9章 その他

いい歯の日及び8020推進週間(第15条)

・11月8日「いい歯の日」 ・11月8～14日「8020推進週間」

条例各項目における各委員の意見

修正整理後 H23.12.27

条例の題名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例 ・ みえ歯とお口の健康づくり推進条例 ・ お口の健康条例 ・ 三重県歯と口腔の健康づくり 8Q2Q 推進条例 ・ 三重県歯と口腔の健康保持、向上に関する条例 <p>口腔という言葉はわかりにくい。(音声だと「航空」と混同)口腔とはどこの部位を指すのか分からないし、口では正確には表せていない。</p>
(基本的施策)	
1 目的	資料3で整理
2 定義	<p>歯科口腔保健、歯と口腔の健康づくりなど、基本的な用語を定義する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大規模災害」 災害対策基本法から定義できるか。 ・ 「事業者」 - この条例において事業者とは、他人を使用して事業を行う者をいう ・ 「保険者」 - この条例において保険者とは健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう
3 基本理念	資料3で整理
4 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ う歯やう蝕有病者数の県内地域格差を是正していく ・ 歯の喪失を防ぐための柱である歯周病の予防対策の充実 ・ 歯周炎の前段階である歯肉炎が増加しだすと言われる20歳台からのケアがされるように、成人歯科保健対策の充実 <p>「3基本理念」と「5県の基本計画」及び「6県の施策」に含まれるため項目立ては不要ではないか。</p>
5 基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町その他歯と口腔の健康づくりに関する取組に関わる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる 健康づくり条例との整合が必要 ・ 知事は、歯と口腔の健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない ・ 上記の規定は、変更の場合についても準用する ・ 法に基づき厚生労働大臣が定める基本的事項ならびに三重県健康づくり条例(ヘルシーピープルみえ)と整合のとれた計画とすること

6 県の施策

障がい者、被介護者、妊産婦等の歯科検診、歯科医療の機会確保

【共通】

- ・ 定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて保健指導を受けることを促進するための必要な施策
- ・ 定期的に歯科検診・診療を受けることが困難な者（障がい者、妊産婦、介護を必要とする者等）が、定期的に歯科検診・診療を受けることができるようにするために必要な施策
- ・ う蝕予防対策の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進（集団フッ素塗布事業の推進、個別フッ素塗布事業の推進）

【乳幼児】【学童】

- ・ 幼児、児童及び生徒の歯と口の健康づくりの推進に必要な施策
- ・ 保育園・幼稚園、小中学校でのフッ化物洗口やブラッシング指導、緑茶うがいの強化
- ・ 幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯と口腔の健康保持、向上

【成人】

- ・ 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医師等との連携を図りつつ、歯周病の予防対策の推進
- ・ 食育、生活習慣病対策、喫煙による影響対策の推進に必要な施策

【高齢者・要介護者】

- ・ 県および歯科医師等は、市町と協力し介護又は介護予防を必要とする高齢者が、居宅、施設入居等を問わず定期的な歯科検診・医療を受けられる体制の整備
- ・ 高齢期における医科、介護と連携した体制整備・人材育成
- ・ 在宅の方の検診等の努力規定

【児童虐待】

- ・ 歯科口腔保健を通じて児童虐待の早期発見に努める

【妊産婦】

- ・ 妊娠期からの母子の歯と口腔の健康づくり推進に必要な施策（妊産婦検診の充実）
- ・ 妊娠期から子育て期における母子の歯と口腔の健康保持、向上と児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策

【障がい児・者】

- ・ 障がい者検診と受入れ体制の充実

【外国人】

三重県の特徴として要らないか？

地域間格差の是正（離島、へき地、中山間地域等）への対応

- ・ 離島及び僻地の歯科口腔保健の推進に必要な施策（中山間地の検診と受入れ体制の充実）
- ・ 地域間、個人間、職業間での歯と口腔の健康保持、向上の取組とその成果の格差是正を図るための施策
- ・ 歯科検診の受診機会に差異が生じぬよう、事業者や保険者等に働きかけ
- ・ 交通不便地域に居住する者並びに経済的な困窮者等に対する必要な措置

連携・支援・助言

- ・ 市町への情報提供をはじめ必要な支援
- ・ フッ化物洗口の的確な実施のための必要な助言
- ・ 市町の取組支援
- ・ 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町との連携協力及び調整に努めるものとする。
- ・ 県は、市町が歯や口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は住民が参加し 8020 運動（80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つよう歯や口の健康づくりを進める運動をいう。以下同じ。）を推進する市町単位の組織を設置しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的、技術的な支援を行う

啓発推進

- ・ 歯と口腔の健康保持、向上に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、自助努力を促す運動の推進その他の必要な施策
- ・ 普及啓発、県民の意欲を高めるための運動（8020 運動など）の促進に係る施策
- ・ 6 月 4 日（虫歯予防デー）、11 月 8 日（いい歯の日）などを中心に、集中的な普及啓発のための施策

調査・研究

- ・ 定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究その他歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究

その他

- ・ スポーツ基本法第 14 条に基づきスポーツ外傷、障害等の防止、軽減のための必要な措置

7 人材育成、確保、資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の育成と県内への定着 ・ 歯科衛生士（歯科医師、歯科技工士）など歯科保健事業に携わる従業者の確保及び資質の向上 ・ 8020 推進員など歯と口腔の健康保持、向上の取組に協力する人材育成と組織の強化 ・ 8020 推進員・・・研修を受講し、地域において啓発活動を行う ・ 県、市町における歯と口腔の健康保持、向上に精通した職員の配置と育成
8 啓発期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯の衛生週間（6月4日～10日） ・ 腔の健康づくり 8020 推進週間（11月8日～14日）・・・11月8日を「いい歯の日」とし、その前後1週間を啓発週間とする ・ 8020 推進月間(11月1日～11月30日)
9 災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における歯と口腔の健康保持、向上を図る施策 ・ 市町及び関係機関との連携 ・ 災害支援コーディネーターの育成、口腔ケア用品の備蓄、災害対応訓練等 ・ 三重県警察との連携のもと警察歯科医による身元確認作業の迅速な実施
(各主体の役割)	基本理念の後、4 基本方針の前に位置づけるべきでは？
10 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯と口腔の健康保持、向上に関する施策を策定し、実施すること ・ 国、市町、関係機関等との連携を図ること ・ 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導の業務に従事する者、並びに保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関との連携・協力を努めるものとする ・ 県は、市町、事業者、医療保険者などが行う歯と口腔の健康づくりに関する取り組みの推進を図るため、必要な支援に努めるものとする。 ・ 自己負担を軽減する ・ 市町、事業者等が行う歯と口腔の健康保持、向上に関する取組の効果的な推進を図るための協力（助言、情報の提供、広域調整、その他必要な支援）を行うこと
11 県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念にのっとり、自ら進んで関心や理解を深める、定期的な歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって、歯と口腔の健康づくりに取り組む。 ・ 歯科口腔保健に関する正しい知識を持つ ・ 歯科疾患の予防を自ら行う ・ 定期的な歯科検診・健康診査を受けること必要に応じてなどにより歯科口腔の健康保持、向上を図るよう努める ・ 必要に応じて保健指導を受けること

12 歯科関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修の実施 ・ 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との有機的な連携を図る ・ 歯科医療等の業務及び保健の業務に従事する者は、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする ・ 良質かつ適切にその業務を行う（医療サービスを提供する）
13 市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる継続的、効果的な歯と口腔の健康づくりの推進 ・ 成人歯科検診の対象者を全市町で 20 歳からとする ・ 乳幼児歯科検診、歯周疾患検診、妊産婦歯科検診、介護予防サービスとしての口腔ケアの実施など、歯と口腔の健康保持、向上に関する施策を適切に実施するよう努める ・ 国、県の施策に協力するよう努める ・ 市町は、基本理念を踏まえ、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）等の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努める
14 教育関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健に関する正しい知識を児童、生徒に教える ・ 正しい生活習慣の教育と食育の推進 ・ 学校における歯と口腔の健康保持、向上に資する取組を実施する ・ 県民の歯と口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努める ・ フッ化物洗口の的確な実施のための必要な助言
15 事業者	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の事業所で雇用する従業員の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努める ・ 事業所で雇用する従業員の歯科に係る検診、保健指導の機会の確保など歯と口腔の健康保持、向上に関する取組を推進するよう努める ・ 県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努める ・ 事業所での検診等の努力規定 <p>保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被保険者の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする ・ 医療保険者は、県内の被保険者の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努める 適切かつ確実な歯科医療の提供を確保するなど「医療保険者の責務」も規定するべきか（市町の責務との関連整理が必要） <p>連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医療等の業務及び保健の業務に従事する者、事業者及び医療保険者は、歯科口腔保健の推進にあたっては、互いに連携・協力をはかるよう努める

	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険者は、歯科口腔保健の推進にあたっては、互いに連携・協力をはかるよう努める
(その他)	
16 財政措置	<ul style="list-style-type: none"> 県民の歯と口腔の健康づくりに関する(健康保持、向上を図るための)施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努める
17 調査・研究・ 検証	<ul style="list-style-type: none"> 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況を調査し、必要に応じて施策の見直しを行うこと 県民の歯と口腔の健康に関する実態の定期的な調査、全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の歯と口腔の健康保持、向上に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策 施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、概ね5年ごとに、県民の歯科疾患のり患状況等に関する実態調査を行う 上記の実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、その結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進並びに基本計画の策定及び見直しに反映させる 上記の目的を達成するため、県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努める
18 推進組織	<ul style="list-style-type: none"> 8020 推進住民会議(8020 運動を推進する県民会議) 相談業務等の実施及び歯科医療関係者等に対する情報共有、研修の実施その他の支援を行う体制の整備
19 その他	<p>見直し規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直し規定(5年後など) <p>公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、毎年、県が講じた歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要をホームページ等を用い公表する <p>口腔保健センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科医師会館にある口腔保健センターの果たすべき役割を基本的施策として項目建てのうえ規定してはどうか 口腔保健センターの設置

政府機関等が実施する月間・週間・日、キャンペーンなどの行事

6月

6月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正大麻・けし撲滅運動(5月1日～6月30日) ・ 情報通信月間(5月15日～6月15日) ・ 全国ごみ不法投棄監視ウィーク(5月30日～6月5日) ・ 禁煙週間(5月31日～6月6日) ・ 食育月間 ・ 暴走族取締強化期間(～30日) ・ 男女雇用機会均等月間 ・ 外国人労働者問題啓発月間 ・ リウマチ月間 ・ 農薬危害防止運動 ・ 夏の省エネキャンペーン(～9月30日) ・ まちづくり月間 ・ 土砂災害防止月間 ・ 「不正改造車を排除する運動」強化月間 ・ 環境月間 ・ 水道週間(～7日) ・ がけ崩れ防災週間(～7日) ・ 人権擁護委員の日 ・ 気象記念日
3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測量の日
4日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯の衛生週間(～10日)
5日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物安全週間(～11日)
10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類危害予防週間(～16日)
14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品安全点検日
19日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の日
20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(～7月19日)
22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」
23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画週間(～29日)
27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間(～7月3日)

県独自に実施

- ・ 6月5日～11日 危険物安全週間

政府機関等が実施する月間・週間・日、キャンペーンなどの行事

11月

11月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10月1日～11月30日) ・ 共同募金運動(東京都・広島県以外の都道府県:10月1日～12月31日、東京都・広島県:10月1日～翌年3月31日) ・ 間伐推進強化月間(10月1日～11月30日) ・ 統計調査票提出促進月間(10月1日～12月28日) ・ 子ども・若者育成支援強調月間 ・ 下請取引適正化推進月間 ・ 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間 ・ 児童虐待防止推進月間 ・ 労働保険適用促進月間 ・ 標準営業約款普及登録促進月間 ・ 子宮頸がん制圧月間 ・ JAS普及推進月間 ・ 伝統的工芸品月間 ・ エコドライブ推進月間 ・ 公共建築月間 ・ 計量記念日 ・ 灯台記念日 ・ 自衛隊記念日 ・ 教育・文化週間(～7日) ・ 文化財保護強調週間(～7日)
3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化の日
4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉人材確保重点実施期間(～17日)
7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産の日
8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品安全点検日
9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「119番」の日 ・ 秋季全国火災予防運動(～15日)
10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能の日 ・ 公共建築の日
11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税を考える週間(～17日)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護の日 ・ 公共建築の日
12日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に対する暴力をなくす運動(～25日)
13日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の週間(～26日)
14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間(～20日) ・ 全国糖尿病週間(～20日) ・ 世界糖尿病デー
19日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の日
20日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の日 ・ 医療安全推進週間(～26日)
21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾労働法遵守強化旬間(～30日) ・ 製品安全総点検週間(～25日)
23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労感謝の日
25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者週間(～12月1日) ・ 性の健康週間(～12月1日)
28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税関記念日

県が独自に実施

- ・ 11月5日 津波防災の日
- ・ 10月27日～11月9日 全国読書週間
- ・ 11月11日～12月10日 差別をなくす強調月間